

# 経済統計b:第五回

担当教員 黒田敏史

# 今週の内容

- 財政統計(データ編)
  - 財務省「パンフレット:日本の財政を考える 平成20年9月」
    - <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/sy014.htm>
  - 財務省「財政データ集」
    - [http://www.mof.go.jp/zaisei/con\\_07.html](http://www.mof.go.jp/zaisei/con_07.html)
  - 財務省「予算・決算」
    - <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/syukei.htm>
  - 国家戦略室
    - <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/index.html>
  - 等を参考に現代日本の財政データについて紹介

# 今週の内容

- 財政の基本方針について
- 平成20年度予算概要
- 平成21年度予算における経済対策と中期目標
- 財政再建案
  - 社会保険
  - 大学教育

# 今週の内容

- 財政の基本方針について
- 平成20年度予算概要
- 平成21年度予算における経済対策と中期目標
- 財政再建案
  - 社会保険
  - 大学教育

# 財政の基本方針について

## 財政規律と公債発行額・残高の推移

(億円 %)

時期	財政規律	公債発行額 [公債依存度] (特例公債発行額)	公債残高 (GDP比)
昭和50年度 (1975年度)	(補正予算で特例公債発行開始)	54,800 [ 26.3%] (22,900)	149,731 (9.8%)
昭和51年度 (1976年度)	昭和55年度に特例公債脱却	73,750 [29.9%] (36,500)	220,767 (12.9)
昭和54年度 (1979年度)	昭和59年度に特例公債脱却	140,500 [ 35.4%] (69,170)	562,513 (25.0%)
昭和58年度 (1983年度)	昭和65年度(平成2年度)に特例公債脱却	137,900 [ 27.1%] (69,800)	1,096,947 (38.3%)
平成2年度 (1990年度)	(平成2年度特例公債脱却達成)	73,120 [ 10.5%] (-) (注1)	1,663,379 (37.0%)
平成9年度 (1997年度)	財政赤字対GDP比3%以下及び特例公債脱却は平成15年度 (財政構造改革の推進に関する特別措置法成立) (注2)	184,580 [ 23.5%] (85,180)	2,579,875 (50.3%)
平成13年度 (2001年度)	平成14年度予算で国債発行額30兆円以下 (注3)	300,000 [ 34.7%] (209,240)	3,924,341 (79.5%)
平成18年度 (2006年度)	・2011年度までの国・地方の基礎的財政収支黒字化 ・2010年代半ばにかけて、国・地方の債務残高GDP比の 安定的引き下げ	274,700 [ 32.9%] (210,550)	5,317,015 (104.1%)
平成21年度 (2009年度)	・国・地方の債務残高対GDP比を2010年代半ばにかけて少なくとも 安定化、2020年代初めには安定的に引き下げ ・今後10年以内に国・地方の基礎的財政収支黒字化 ・5年を待たずに国・地方の基礎的財政収支赤字(景気対策による ものを除く)の対GDP比を少なくとも半減	441,130 [ 43.0%] (292,020)	5,919,321 (122.9%)

※公債発行額は、各年度補正後予算ベース。公債残高は、平成21年度は補正後見込み、他は決算ベース。

(注1) 平成2年度は補正予算(第2号)において、湾岸地域における平和回復活動支援に係る財源措置のため、臨時特別公債(償還財源として臨時的な増税措置とセット)が発行された。

(注2) 財政構造改革の推進に関する特別措置法については、停止法が平成10年12月に成立。

(注3) 平成14年度の公債発行額は、当初30兆円、補正後35兆円。平成18年度に30兆円以下に減少。

# 財政の基本方針について

- 2001年以降の日本財政の基本方針
  - 中期的な財政健全化の目標を設定し、各分野における歳出抑制努力を行いつつ、毎年度の予算編成を行う
- 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(基本方針2001)」
  - 財政再建の中期目標を基礎的財政収支の黒字化に設定
- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(基本方針2002)」
  - 財政健全化の目標として、2010年代初頭に国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す
- 「構造改革と経済財政の中期展望(改革と展望)」
  - 政府の大きさ(一般政府の支出規模のGDP比)が2006年度までの間、2002年度の水準を上回らない程度とする

# 財政の基本方針について

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(基本方針2006)」
  - 2011年度には国・地方の基礎的財政収支を黒字化する
  - 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、2010年代半ばに向けて債務残高GDP比の安定的な引下げを確保する
  - 基礎的財政収支黒字化の達成に向けて、2007年度以降5年間の歳出改革の内容を示し、その改革の内容を計画的に実施する
  - 歳出削減を行ってなお、基礎的財政収支を黒字化するために必要となる額に満たない部分については、歳入改革による増収措置での対応を基本とする
- 「経済財政改革の基本方針2007(基本方針2007)」
  - 歳出・歳入一体改革の実現に向けた主要歳出分野の制度改革等の道筋やその取組を示した。
    - 入札・契約制度改革の推進、コスト縮減などを通じた公共投資改革、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」等の推進等を通じた社会保障改革、地域の民間給与のより一層の反映等を通じた公務員人件費改革等

# 財政の基本方針について

- 「経済財政改革の基本方針2008(基本方針2008)」
  - 日本経済の成長を強化するとともに、豊かで安心できる国民生活を実現するため、経済財政改革の道筋を示す
  - 4つの課題
    - 1. 包括的な成長戦略によって、世界の中で生き生きと活躍する日本経済の姿をつくる。
    - 2. 地球環境と両立する経済の姿をつくる。
    - 3. 生活の根底を支えるセーフティネット(安全網)を全面的に点検し直し、透き間のない社会保障制度をつくる。
    - 4. 政策全般にわたって、政策の受け手の立場に立って取り組むこと、すなわち、生活者・消費者が主役の政府をつくる。
  - 改革の3つの視点
    - 1. 世界に開かれた経済システムの構築
    - 2. 政策の受け手の立場に立った制度改革
    - 3. 未来への責任



# 財政の基本方針について

- 「経済財政改革の基本方針2009」
  - ①活力：当面及び構造的な「経済の危機」を克服
    - 「経済危機対策」等に基づき、我が国経済の当面の「底割れ」の防止と、確実な底入れ・反転を実現
    - 金融危機後の世界経済を見通し、産業構造・雇用構造を大きく転換することにより、新たな持続的成長へ移行
  - ②安心：少子高齢化、格差の拡大傾向等の「社会の危機」を克服
    - 社会保障制度や行政への信頼を回復・強化
    - 「雇用を軸とした安心社会」を実現
  - ③責任：「短期は大胆、中期は責任」との観点から、財政健全化を推進
    - 経済成長や社会保障制度を持続可能なものとするため、新たな財政健全化目標を掲げ、中長期的な取組姿勢を明確化

# 財政の基本方針について

- 内閣官房国家戦略室「予算編成のあり方に関する検討会」
  - 「新政権においては、国民主権のもとで、納税者の視点に立った予算編成を行い、予算の効率性を高めていきます。そのために、以下の「4つの改革の柱」を定め、可能なものは22年度予算編成から、速やかに実行に移してまいります。」
  - **【第1の柱】複数年度を視野に入れた、トップダウン型の予算編成**
    - 新政権は、従来のような、各省別の要求積み上げ型の予算編成プロセスを抜本的に改める。
    - トップダウンで省庁横断的な予算編成を行い、官僚主導・縦割り行政の弊害を排除する。
    - 中長期的視野に立った複数年度の財政計画を策定し、規律ある財政運営を行う。
  - **【第2の柱】予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化**
    - これまで、予算編成の実態は国民の目から見えにくく、どの予算がどのように決まったのか、また、どのように使われたのかが分かりにくい、いわば密室での作業であった。
    - 新政権においては、インターネットなどを活用して予算編成・執行プロセスを透明化・可視化し、国民への情報開示を強化する。これにより、国民自身の目でムダをチェックできるようにする。

# 財政の基本方針について

- 内閣官房国家戦略室「予算編成のあり方に関する検討会」
  - 【第3の柱】年度末の使い切り等、ムダな予算執行の排除
    - 予算を毎年度編成し国会で議決する単年度原則は、憲法上の重要なルールではあるが、予算執行の現場では、予算を年度末に無理やり使い切るといったムダが生じているとの指摘がある。
    - 財政規律を維持しつつ、同時に使い切り等のムダを排除するため、次年度への繰越制度の一層の活用など、政府において最大限の工夫・改善を行うとともに、これに対応するための体制整備を行う。
  - 【第4の柱】「政策達成目標明示制度」の導入により、国民に対する成果を重視
    - 英国の「公的サービス合意」制度を参考とした、「政策達成目標明示制度」を導入する。
    - どのような政策を行うかではなく、その政策が国民に何をもたらしてくれるのか、具体的な「成果」を重視した目標を立てる。目標の達成度はしっかりと客観的に検証する。
    - これにより、国民への説明責任を十全に果たすとともに、より少ない予算で、より高い目標を達成するよう努力する。
    - 政策評価の実施にあたっては、民間のノウハウも積極的に活用していく。

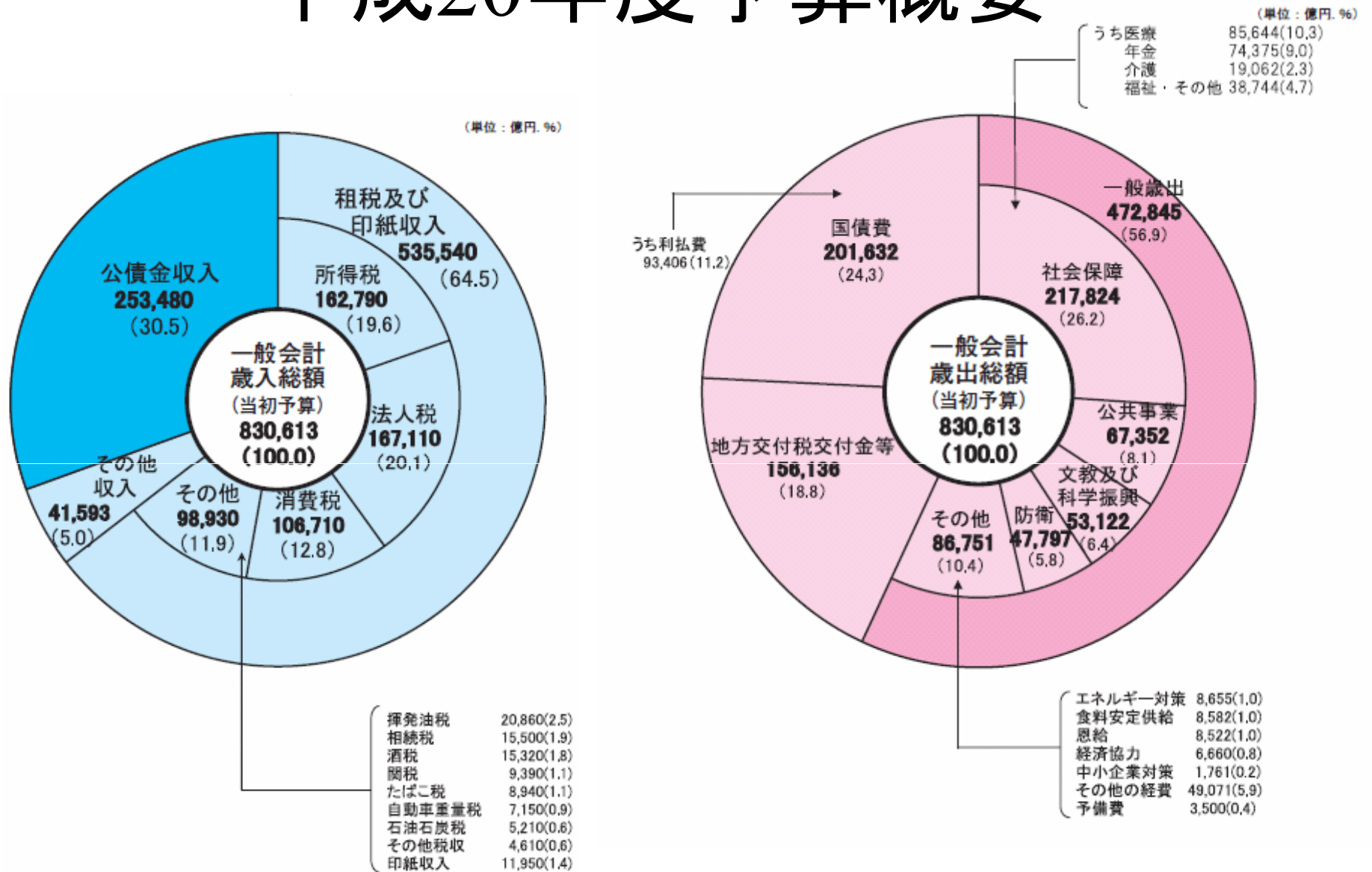
# 財政の基本方針について

- 田中(2009)「予算編成プロセス－中期財政フレームと政策評価－」
  - <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/dai1/siryou1.pdf>
- 90年代に入り、予算編成プロセスと財政赤字の関係を明らかにする実証的な研究が進展～ von Hagen(1992), Alesina and Perotti(1996) etc
- 以下の要因によって財政赤字が拡大する
  - 財務大臣と支出大臣の関係が「階層的」ではなく「並列的」
  - 予算編成の制約条件がない
  - 予算編成の透明性が低い
  - 議会で予算修正が可能
  - 単独政権よりは連立政権

# 今週の内容

- 財政の基本方針について
- 平成20年度予算概要
- 平成21年度予算における経済対策と中期目標
- 財政再建案
  - 社会保険
  - 大学教育

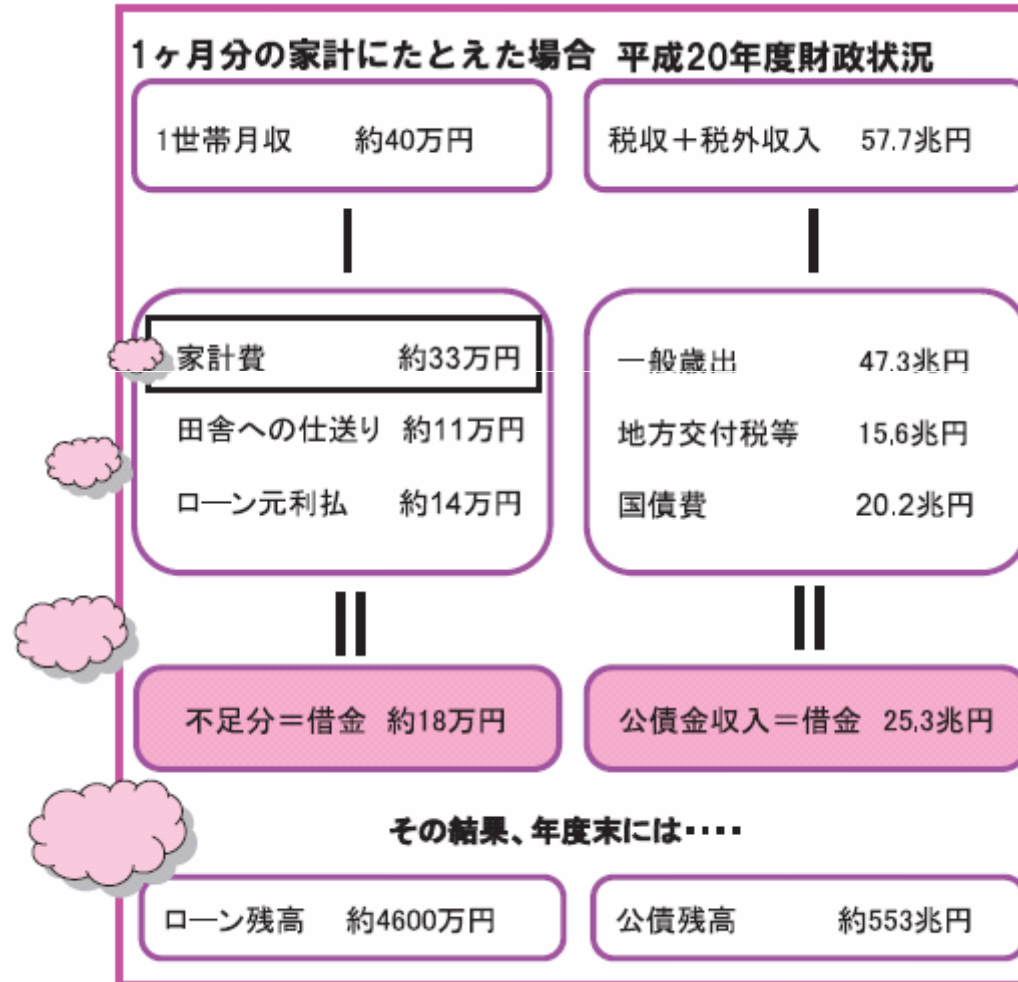
# 平成20年度予算概要



一般会計予算における歳入のうち、約3割は将来世代の負担(公債金収入)

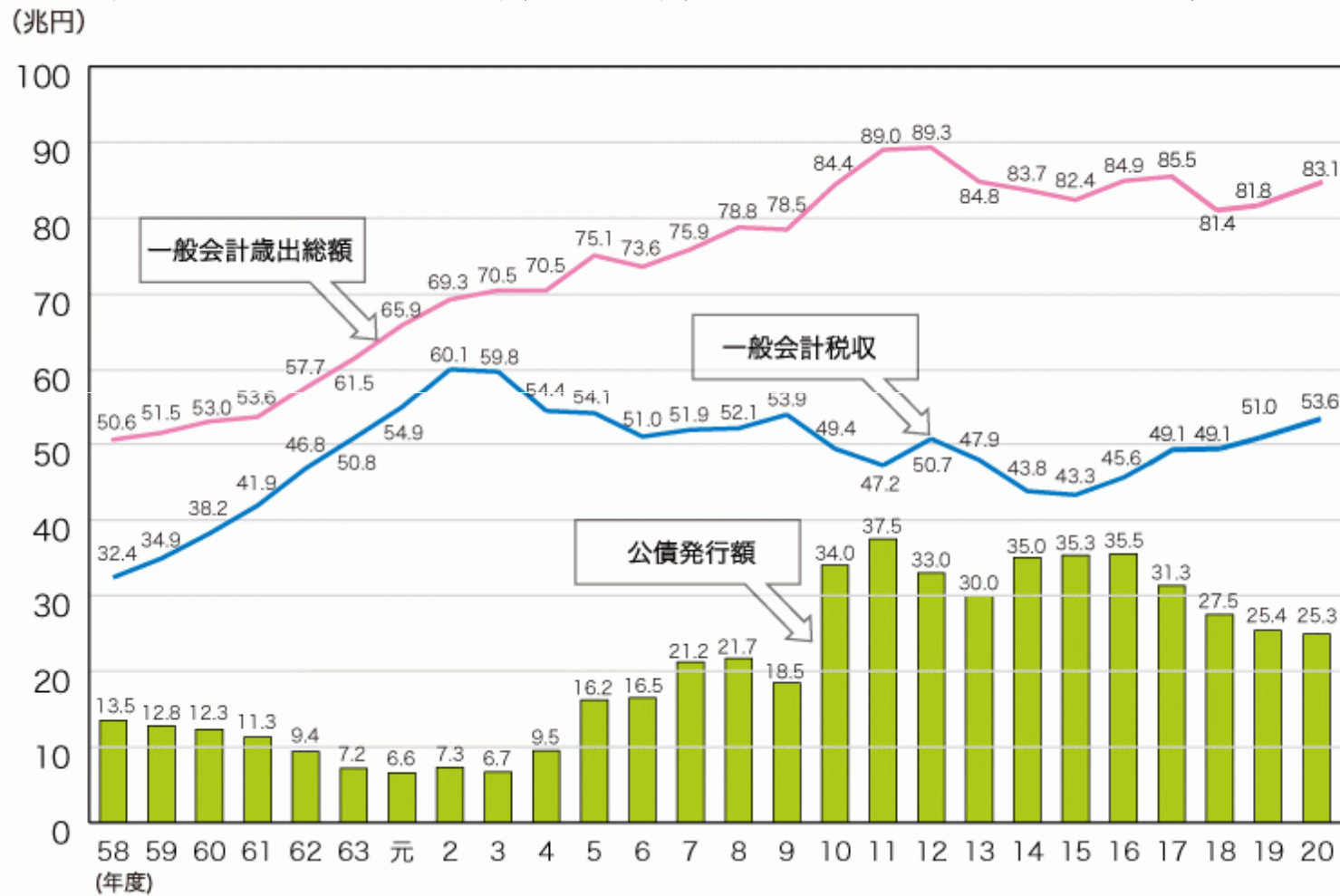
# 平成20年度予算概要

毎月の家計の支出額を財政支出の割合で置き換えると以下のようなになる



# 平成20年度予算概要

一般会計における歳入と歳出には大きな差がある

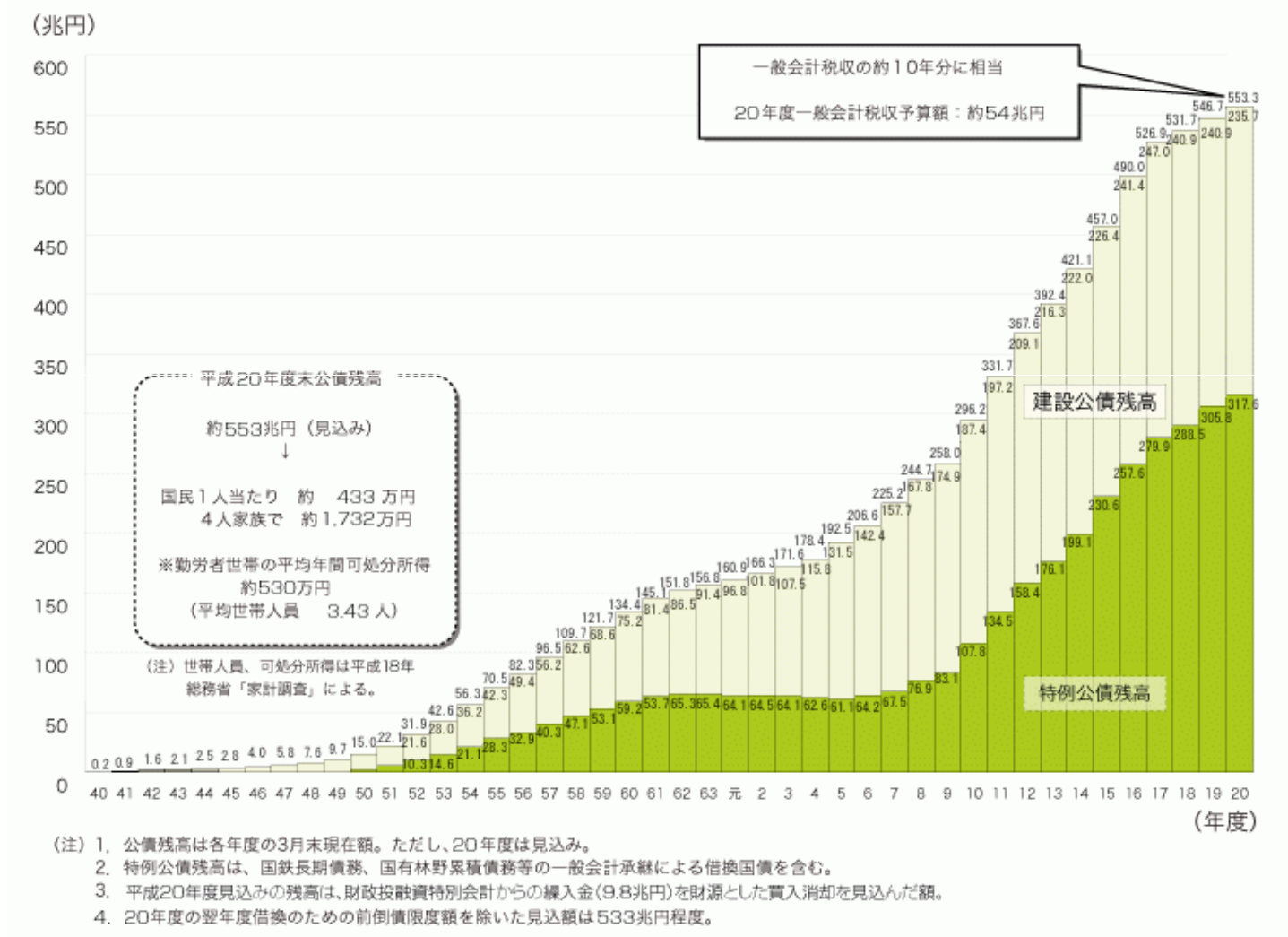


(注) 平成19年度までは決算、20年度は当初予算による。



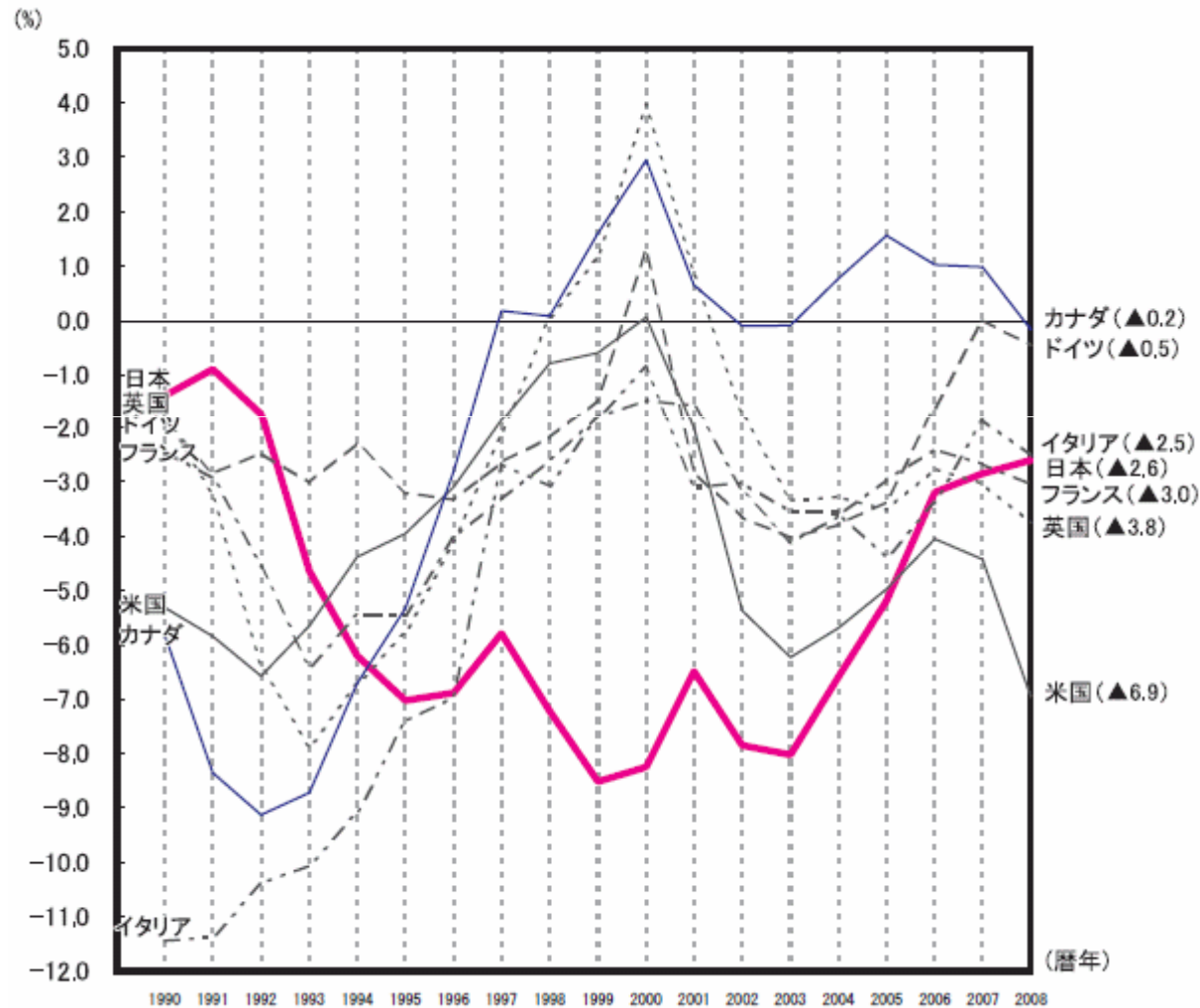
# 平成20年度予算概要

平成20年度末の公債残高は553兆円に上り、税収約10年分に相当する



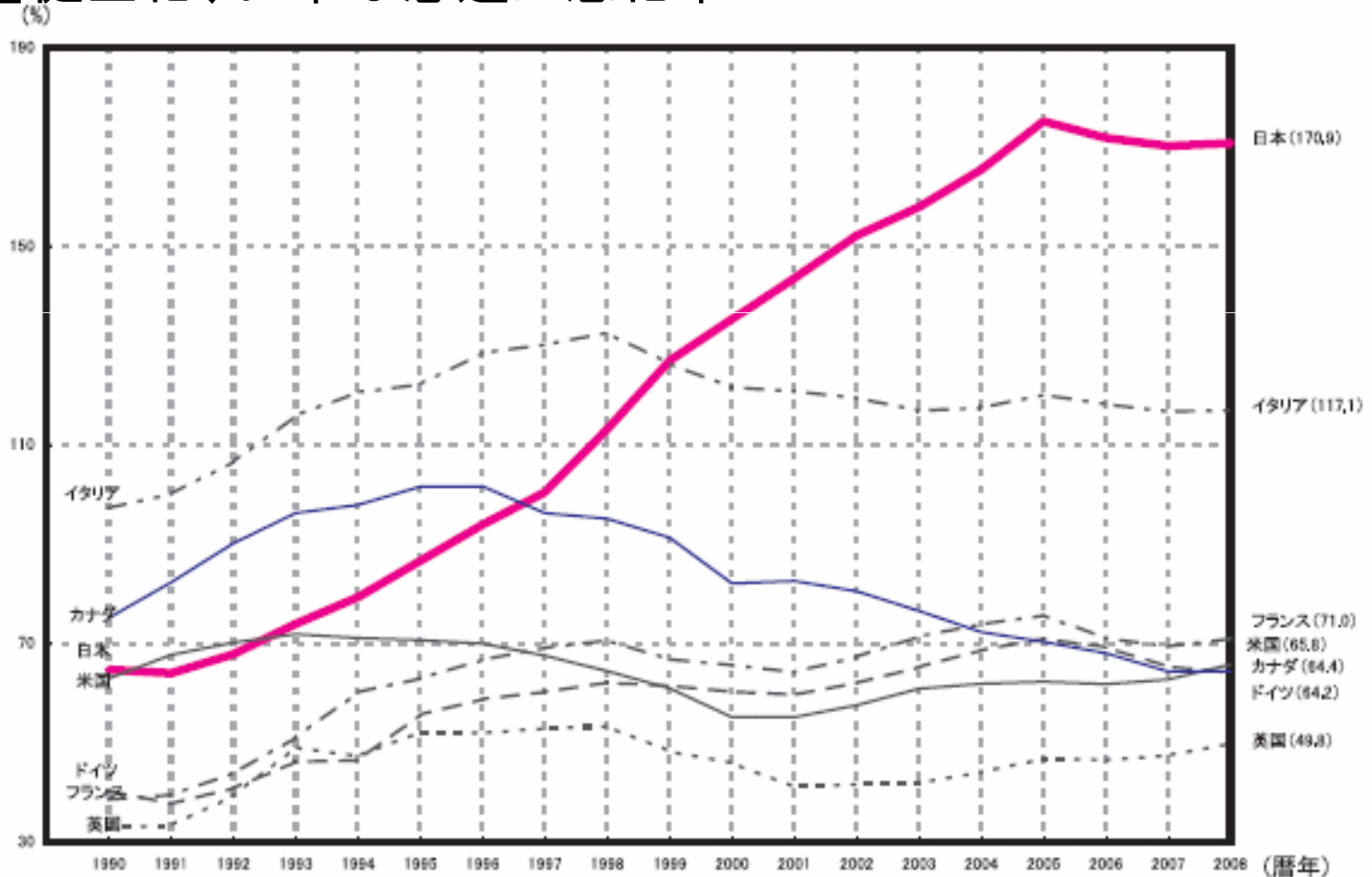
# 平成20年度予算概要

財政収支の国際比較(対GDP比):2008年まで収支は改善傾向にあった



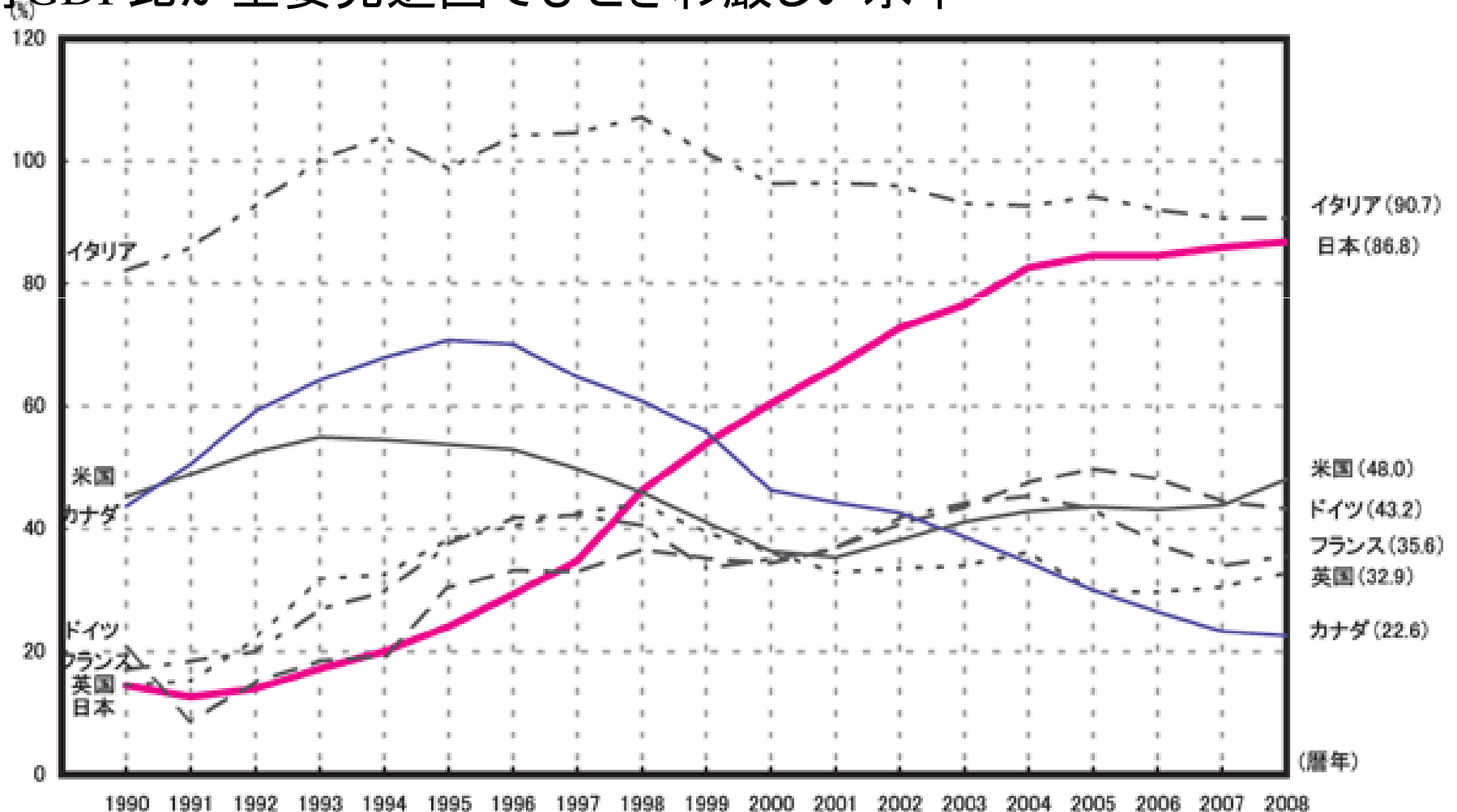
# 平成20年度予算概要

債務残高の国際比較(対GDP比):他の主要先進国は90年代後半に財政を健全化、日本は急速に悪化中



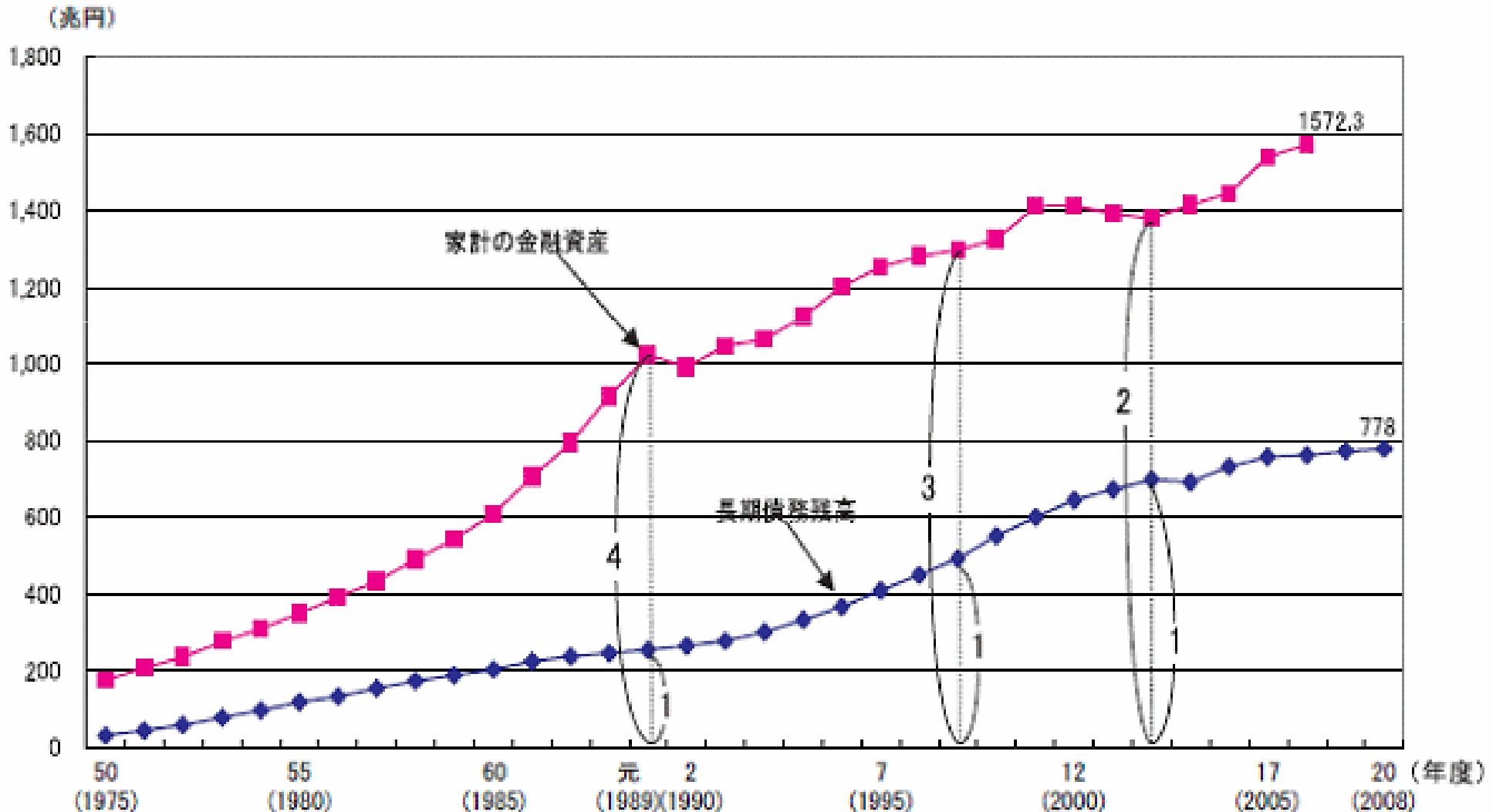
# 平成20年度予算概要

純債務残高の国際比較(対GDP比):純債務で見ても、債務残高の対GDP比が主要先進国でひとときわ厳しい水準



# 平成20年度予算概要

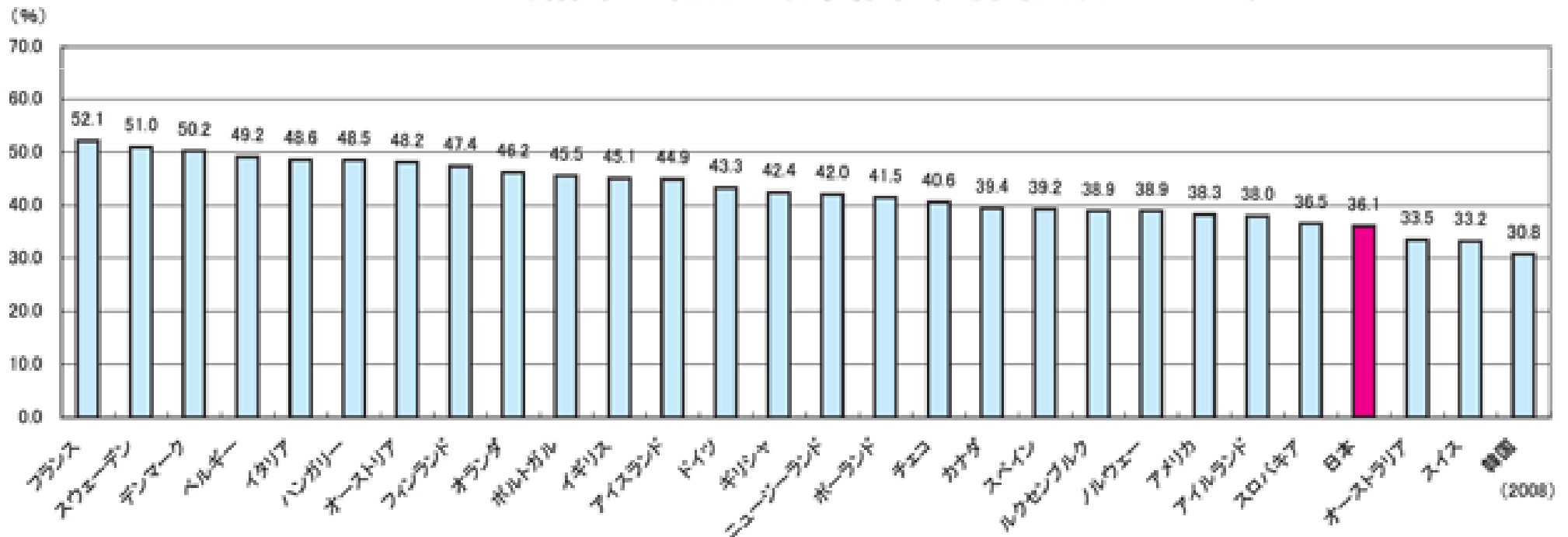
国と地方の借金(長期債務残高)は、家計の金融資産の約半分に達する



# 平成20年度予算概要

政府の総支出の対GDP比はOECD諸国中もっとも低いレベル  
「小さい政府」の代表とされるアメリカよりも小さく、日本よりも小さい  
のは韓国・スイス・オーストラリアの3カ国のみ

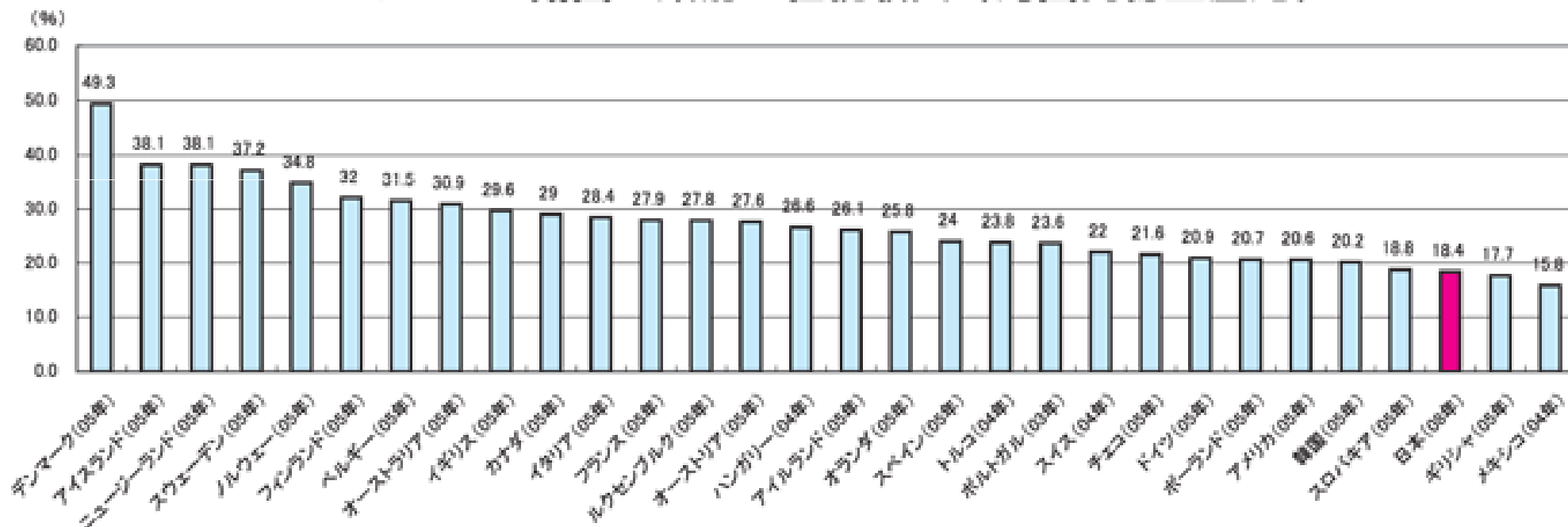
## OECD諸国の政府の総支出（対国内総生産比）



# 平成20年度予算概要

政府の租税収入の対GDP比もOECD諸国中もっとも低いレベル  
 他方、日本よりも総支出の対GDP比率の小さい韓国・スイス・  
 オーストラリアは税収で日本を上回る(年度は違うが・・・)

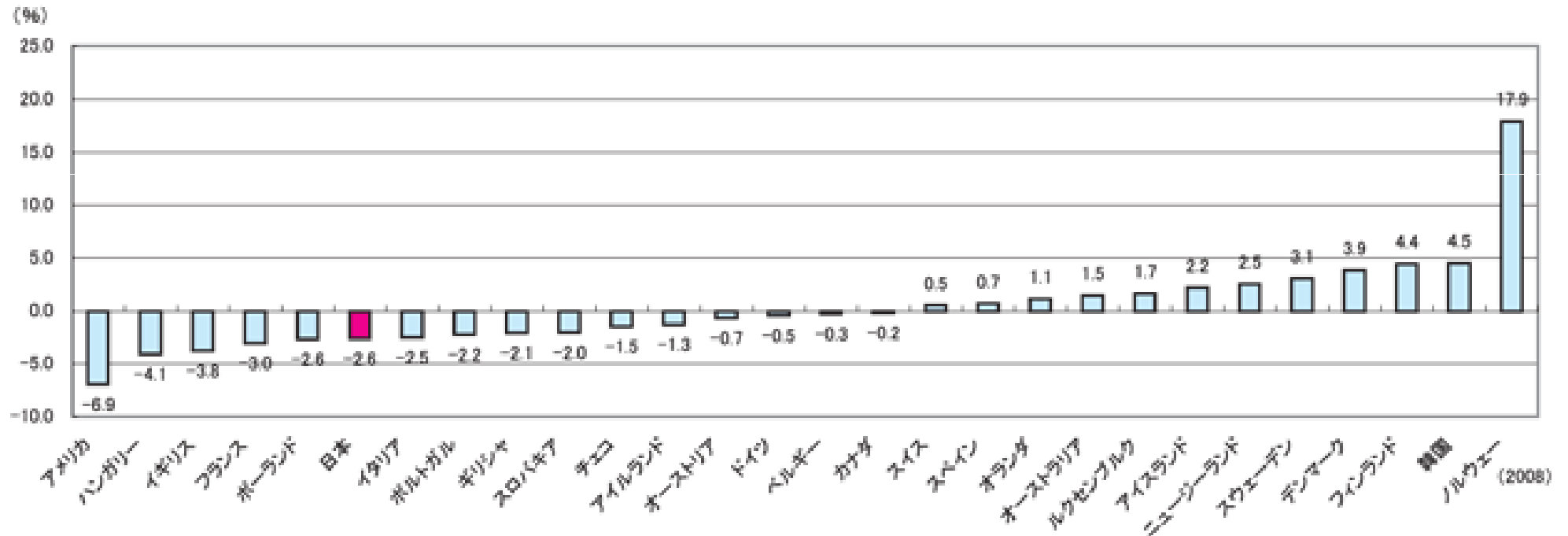
OECD諸国の政府の租税収入(対国内総生産比)



# 平成20年度予算概要

政府の財政収支の対GDP比もOECD諸國中低いレベル  
韓国・スイス・オーストラリアの財政改善状況は日本よりもよい

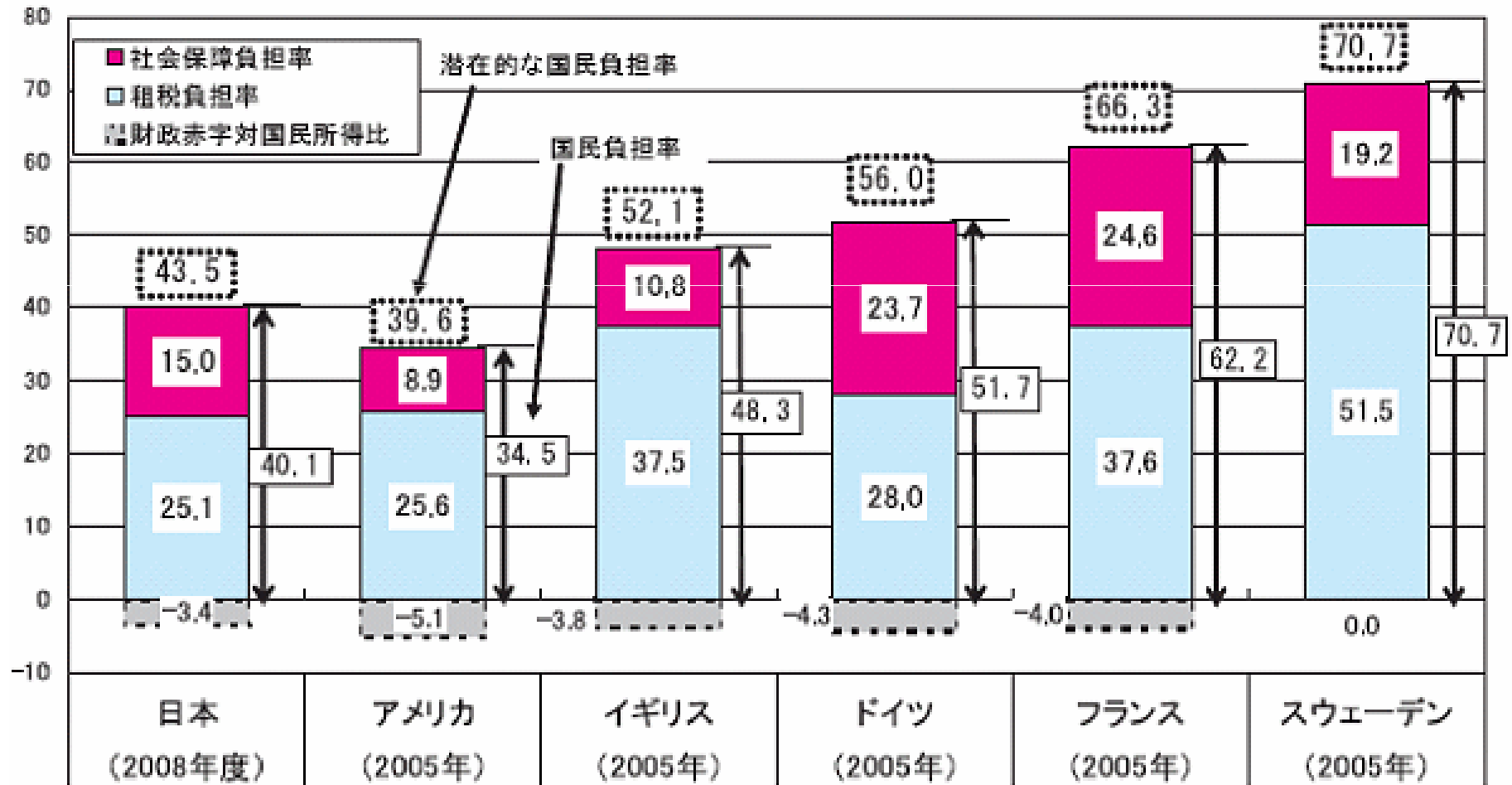
## OECD諸国の政府の財政収支(対国内総生産比)





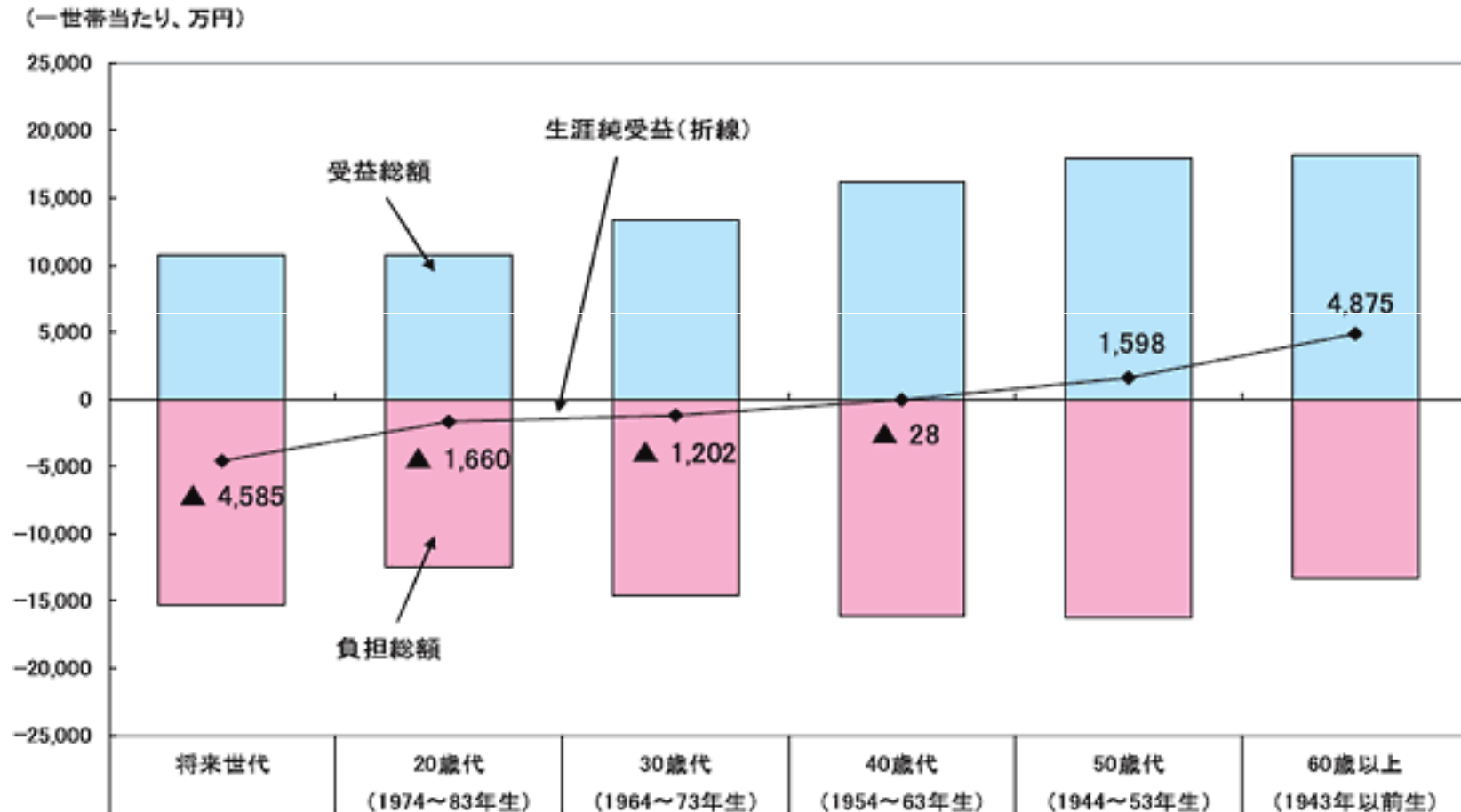
# 平成20年度予算概要

国民負担率による国際比較：社会保障負担を含めた国民負担率で比較しても、主要先進国と比べて最も低い水準にある



# 平成20年度予算概要

世代毎の生涯を通じた受益と負担：現行制度を維持した場合、若い世代ほど負担超過が拡大すると推計されている



(出典)内閣府「平成17年度版 年次経済財政報告」

# 平成20年度予算概要

## 主要先進国の財政健全化に向けた取組

	歳出面での取り組み例	歳入面での取り組み例
アメリカ	歳出上限(cap)の設定 pay-as-you-go(財源無くして増税無しの原則) 国防費や社会保障費の削減	所得税、法人税、遺産税等の増税 社会保険料の増額
イギリス	3年間の公共支出の伸率上限の設定や民営化等の推進による歳出削減 財政規律の強化(公的部門の借入は投資目的に限定)	付加価値税、個別間接税の増税
ドイツ	新規措置は同等の既存措置の削減を条件とする原則の導入 社会保障費の抑制などによる歳出抑制	付加価値税、連帯付加税、環境関連税などの増税
フランス	歳出心率を物価上昇率以下に抑制するとの方針の下、国防費、公務員給与などを抑制 社会保障費の抑制	一般社会税、付加価値税、法人税付加税などの増税
イタリア	新規歳出要求にあたっての財源確保義務の徹底 社会保障費の抑制や財政再建に伴う利払い費の削減など	付加価値税、法人税などの増税 社会保険料の引き上げなど 脱税取締強化
カナダ	優先度の低い施策を削減・廃止し、より優先度の高い施策に財源を振り向ける取り氷見を徹底 州への連邦交付金制度の見直し、社会保障費の抑制	法人税などの増税 社会保険料の引き上げ等

# 平成20年度予算概要

## 諸外国の財政健全化目標

	フロー	ストック
アメリカ	2012年度までに連邦政府の財政収支均衡 (国債残高の増加ゼロに相当)	—
EU	1・中期的な財政運営目標:財政収支(SNAベース)の均衡または黒字(ドイツは2010年度、フランスは2011~2012年度、イタリアは2011年度を目標) 2・「過剰財政赤字」の是正手続きを適用 基準:財政収支(SNAベース)対GDP比▲3%	「過剰財政赤字」の是正手続き適用基準:債務残高対GDP比60%(日本の現状:国・地方合計GDP比148%)
イギリス	「ゴールデン・ルール」:借入を投資目的に限定 (日本の「特例公債脱却」に相当)	「サステナビリティ・ルール」:公的部門の純債務残高対GDP比40%以下

# 今週の内容

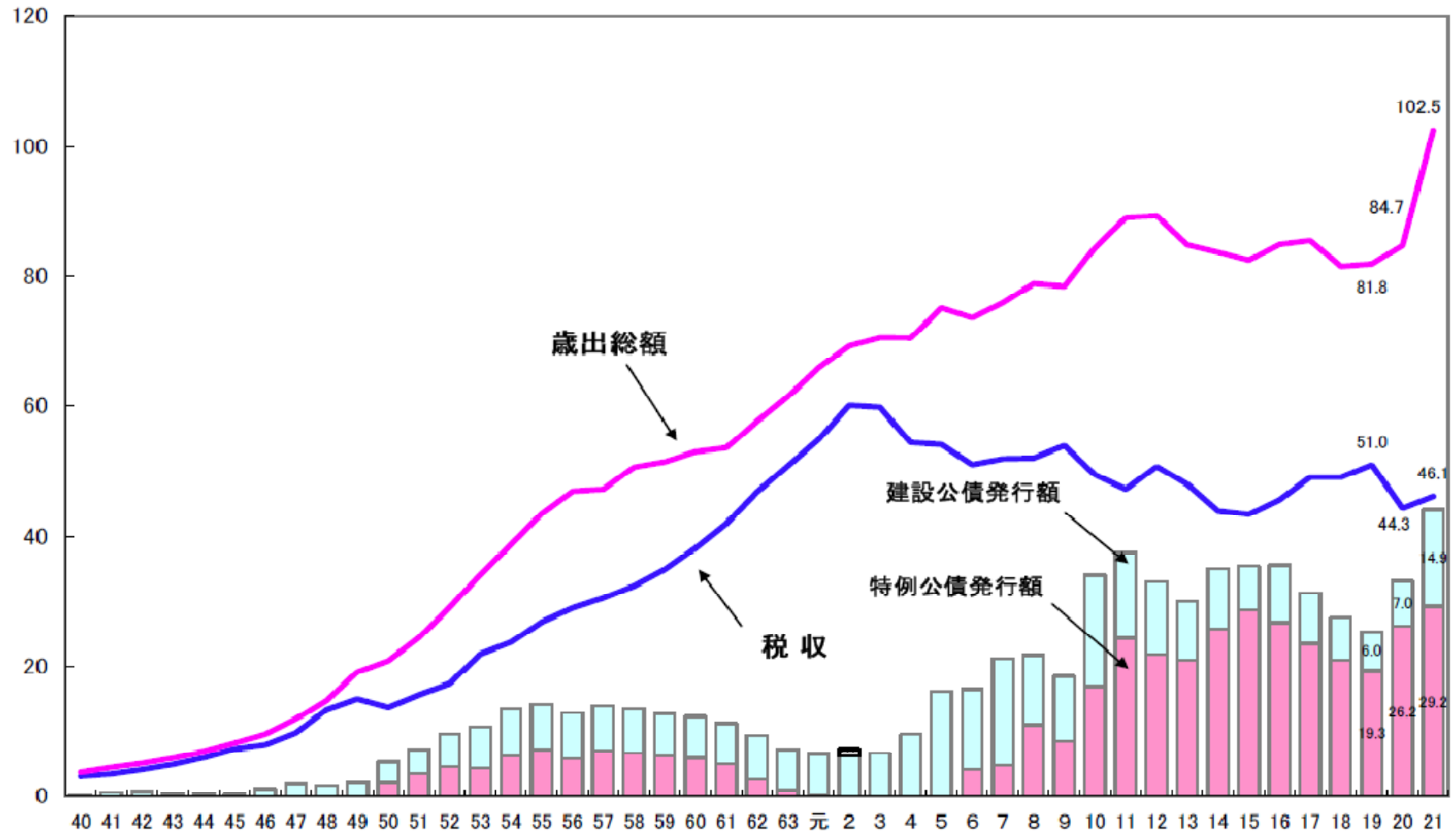
- 財政の基本方針について
- 平成20年度予算概要
- 平成21年度予算における経済対策と中期目標
- 財政再建案
  - 社会保険
  - 大学教育

# 平成21年度予算における経済対策と中期目標

- 2009年度予算では、世界的不況への対応として、事業規模75兆円程度(うち財政措置12兆円程度)の景気対策を実施
  - ○安心実現のための緊急総合対策 11.5兆円程度
    - 第一次補正予算(10月16日成立) 1.8兆円
    - 緊急保証・貸付、防災・耐震対策等
  - ○生活対策(10月30日決定) 26.9兆円程度
    - 定額給付金、緊急保証・貸付、高速道路料金引下げ
    - 地域活性化・生活対策臨時交付金、医療・介護・福祉対策等
  - ○生活防衛のための緊急対策(12月19日決定)
    - ①財政上の対応 10兆円程度
      - 雇用対策(年末対策[住宅・生活支援等]) 1.1兆円程度
      - ・雇用創出等のための地方交付税増額 1兆円
      - ・経済緊急対応予備費の新設 1兆円
      - ・税制改正(減税措置[住宅減税等])(平年度) 1.1兆円程度
      - ・「生活対策」の実現(上記の財政措置) 6兆円程度
    - ②金融面での対応 33兆円程度
      - 金融機能強化法に基づく政府の資本参加枠拡大 10兆円
      - 銀行等保有株式取得機構の活用・強化 20兆円
      - 政策金融の「危機対応業務」発動・拡充 3兆円
      - 住宅・不動産市場対策 0.2兆円程度
  - 合計(重複を除く) 75兆円程度

# 平成21年度予算における経済対策と中期目標

## 一般会計における歳出・歳入の推移



(注1) 20年度までは決算、21年度は補正後予算による。

(注2) 2年度は臨時特別公債を発行(約1.0兆円)。

# 平成21年度予算における経済対策と中期目標

- 主要先進国における景気対策

- ① アメリカ

- 本年2月、「米国再生・再投資法」が成立し、平成31年度(2019年度)までの10年間で約7,870億ドル(約75.6兆円)の景気対策を講ずることとされた。このうち、歳出措置が約4,990億ドル(約47.9兆円)、減税措置が約2,880億ドル(約27.6兆円)となっている。

- ② イギリス

- 昨年11月及び本年4月、平成21年度(2009年度)までの総額約200億ポンド(約3.1兆円)超の景気対策が発表され、これまでの財政規律(ゴールデン・ルール、サステナビリティ・ルール)は一時的に逸脱するとしている。

- ③ フランス

- 昨年12月に「フランス経済刺激プラン」、本年2月に雇用・中低所得者対策が発表され、平成21年(2009年)及び平成22年(2010年)の2年間で総額約291億ユーロ(約39兆円)規模の措置を講ずることとされた。景気後退と景気対策による財政措置に伴い、平成24年度(2012年度)の一般政府の財政収支対GDP比の見通しをこれまでの0.0%から▲2.9%に下方修正している。

- ④ ドイツ

- 昨年11月に「成長強化による雇用確保」、本年1月に「雇用と安定のための約束」と題する景気対策が発表され、平成21年(2009年)及び平成22年(2010年)の2年間で総額約800億ユーロ(約10.6兆円)規模の措置を講ずることとされた。景気後退と景気対策による財政措置に伴い、平成22年(2010年)の一般政府の財政収支対GDP比の見通しをこれまでの0.5%から▲4%に下方修正している。



# 平成21年度予算における経済対策と中期目標

- プライマリー・バランス黒字化目標の先送り
  - 昨今の経済・金融情勢の悪化に伴う税収減等により、プライマリー・バランスは悪化し、「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」では、平成20年度(2008年度)は▲3.4%程度、平成21年度(2009年度)は▲4.2%程度となると見込んでいたが、その後の経済情勢の悪化に伴う税収減、更には平成21年度(2009年度)補正予算の実施により、▲4.2%よりも一層悪化するのは確実であり、現行のプライマリー・バランスの黒字化目標の達成は困難と言わざるを得ない。

# 平成21年度予算における経済対策と中期目標

- 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」(2008年12月24日)
  - 給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。
  - 国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用については、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。

# 平成21年度予算における経済対策と中期目標

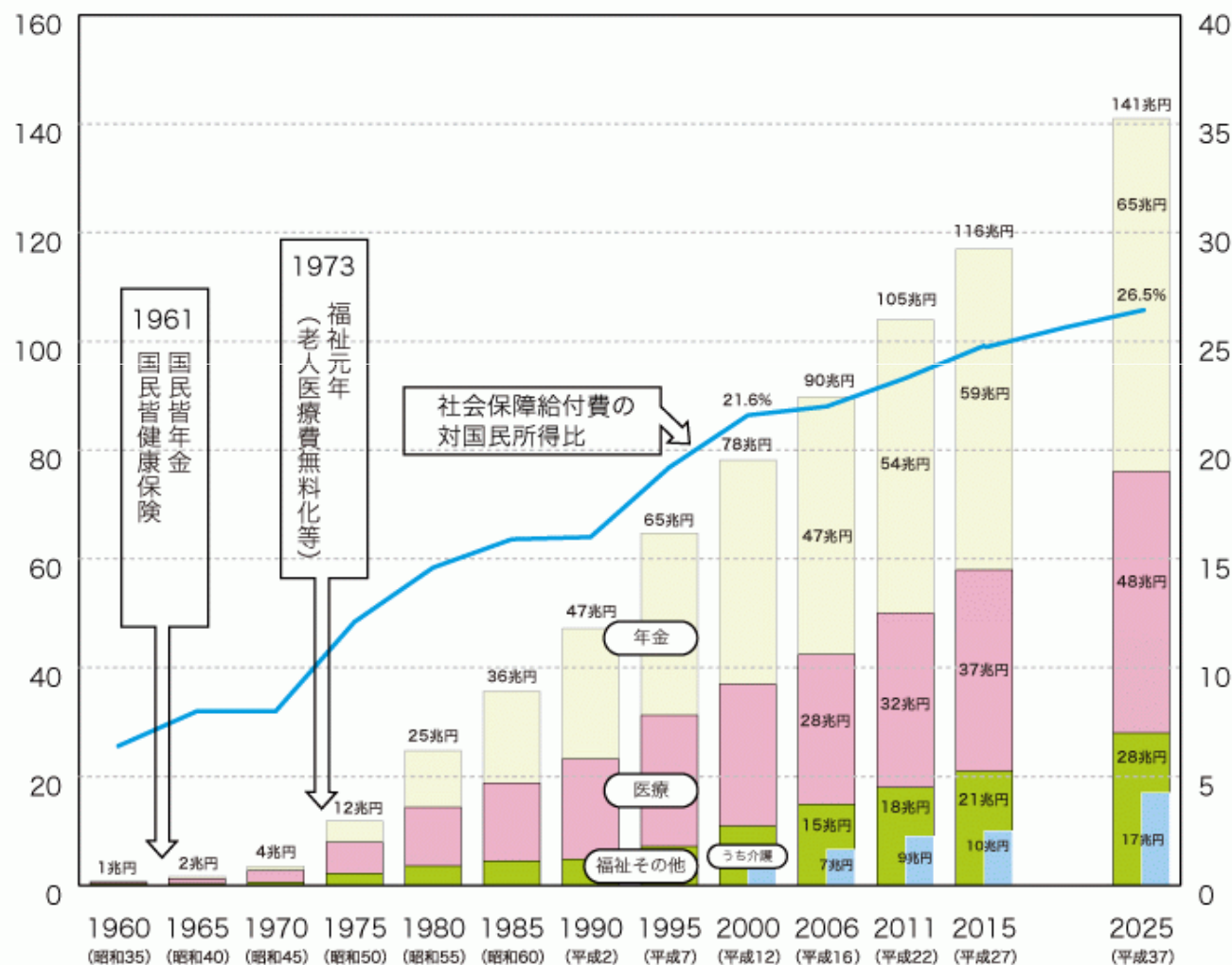
- 税制抜本改革の基本的方向性
  - 消費税
    - 全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない
  - 個人所得課税
    - 格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す
  - 法人課税
    - 国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討

# 今週の内容

- 財政の基本方針について
- 平成20年度予算概要
- 平成21年度予算における経済対策と中期目標
- 財政再建に関連した政策
  - 社会保険の目的別税方式導入
  - 国立大学の改革

# 社会保険の目的別税方式導入

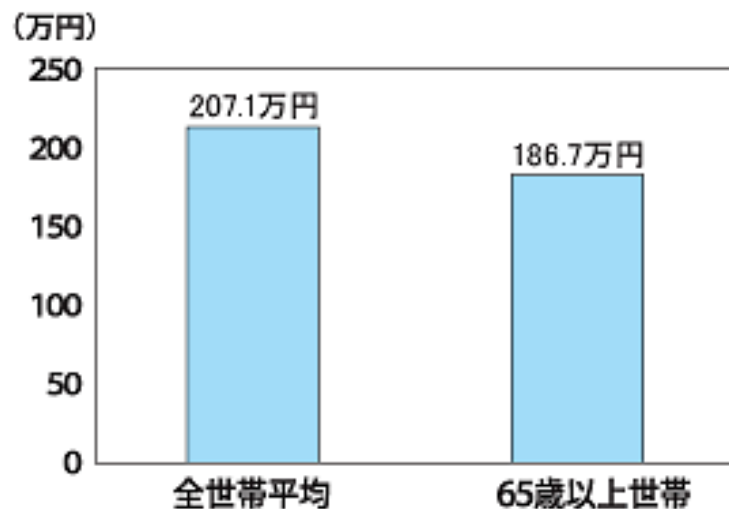
社会保障給付費の推移: 急速な人口の高齢化に伴い、社会保障の給付と負担が増大。



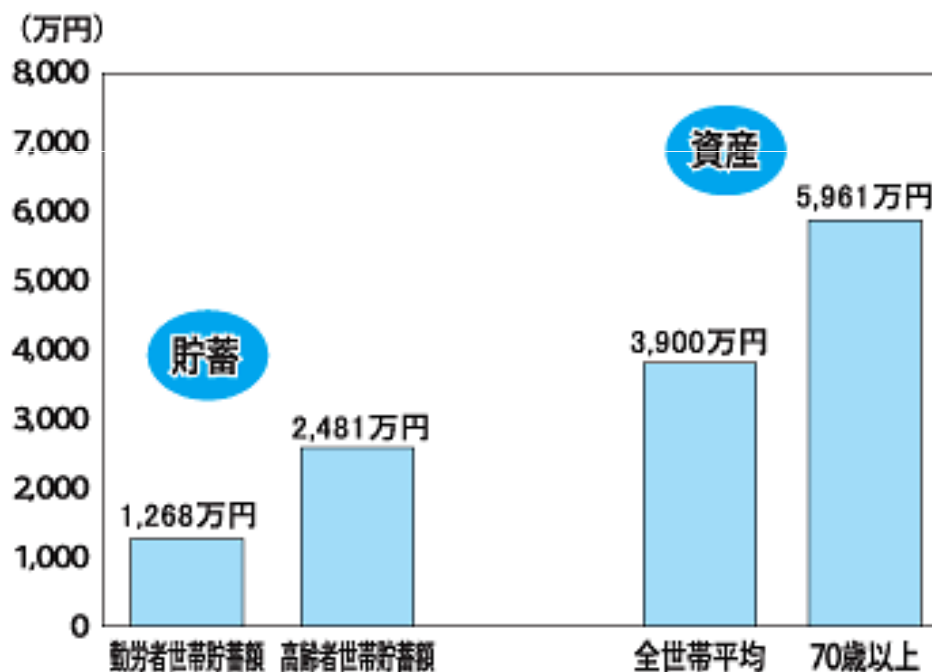
# 社会保険の目的別税方式導入

高齢者世帯の経済状況は平均的には、他の年齢層と比べても特に厳しいわけではない。貯蓄・資産は高齢者世帯がはるかに大きい。

○世帯人員1人当たり平均所得金額（三世帯世帯を除く）



(出典)「平成19年国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)



# 社会保険の目的別税方式導入

- 八代・鈴木「社会保障財源としての目的消費税の活用」
  - 社会保障改革最大の争点
  - 1・給付と負担との均衡をどの様にして維持するか。
    - 社会保険が特別会計として一般会計から独立しているのは、「給付は多く、負担は少なく」という政治的要求を排除し、負担と給付との均衡を維持するため
    - それにも関わらず、「社会保険料だけでは負担に限界」というような曖昧な論理で、一般財源からの税の投入がなし崩し的に増えている
      - 2009年度には基礎年金への国庫負担比率が従来の3分の1から2分の1へと引き上げられた
  - 2・世代間の公平性
    - 給付と負担の不均衡について、政治的にもっとも安易な解決策は、後代世代への負担の先送りである。「世代間の助け合い」は「公平な助け合い」でなければならない
  - 3・世代内の負担と給付の公平性
    - 被用者の保険料は天引きでほぼ確実に徴収されるが、それ以外の国民年金の納付率が低下している

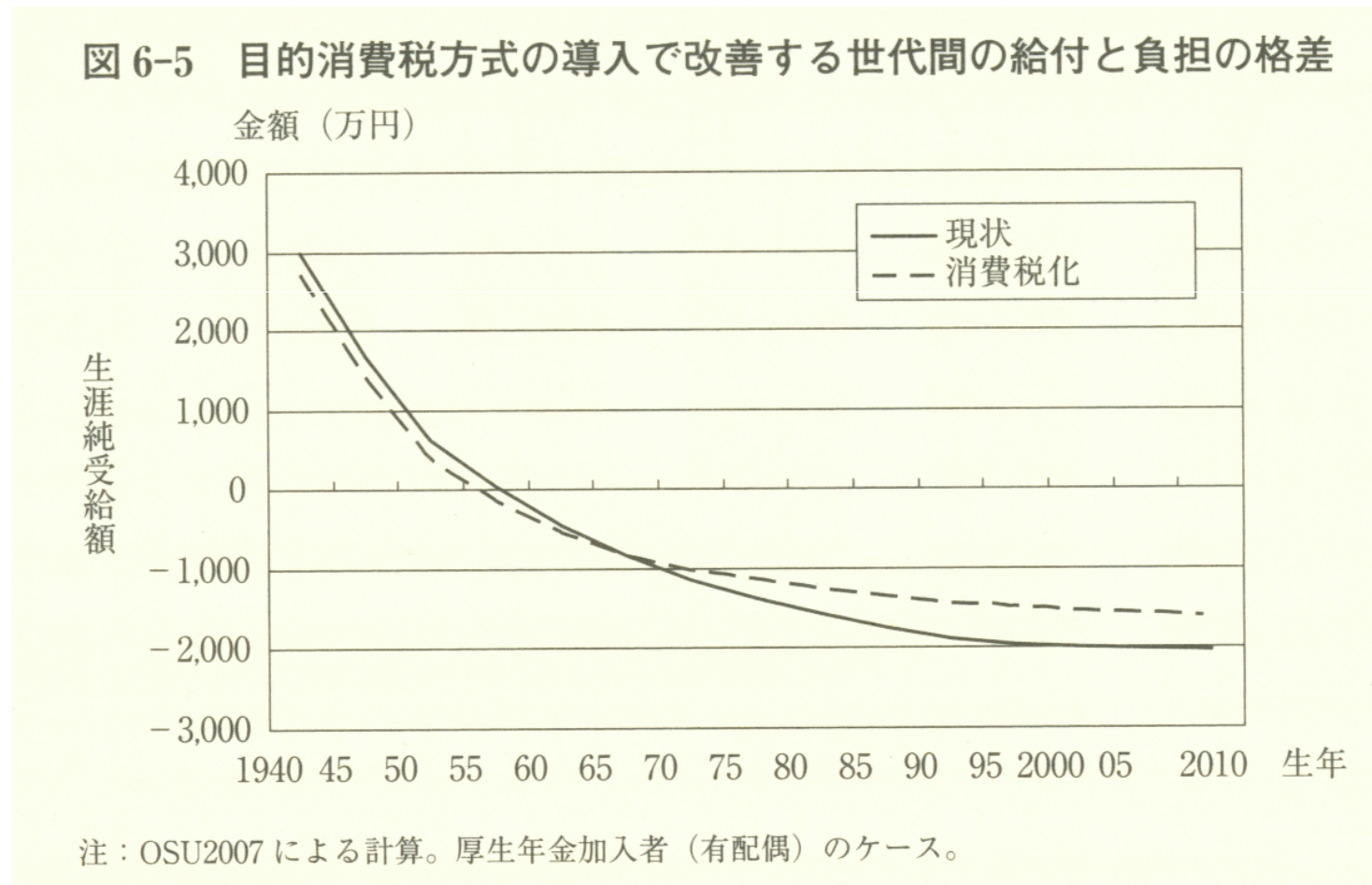
# 社会保険の目的別税方式導入

- 目的別消費税
  - 現行の年金保険料は社会保険庁所轄の「目的税」と実質的に同じであり、行政組織の縄張り問題は社会保険制度の本質ではない。米国の年金制度のように税金と一括して保険料を徴収するほうが行政コストと手続き上の負担が軽くなる
  - 目的別消費税の導入による「税方式」は、一般財源を用いた年期給付による「税方式」とは異なり、現行の「社会保険方式」の欠点を補い、それを維持可能にする「新社会保険方式」と呼べる
  - 社会保険料に代わる目的別消費税は、保険料未納付問題の究極的な解決策となるだけでなく、同一世代内の負担と給付の公平性を改善すると共に、年金制度の持続性によって最も重要な世代間格差の是正にも貢献する



# 社会保険の目的別税方式導入

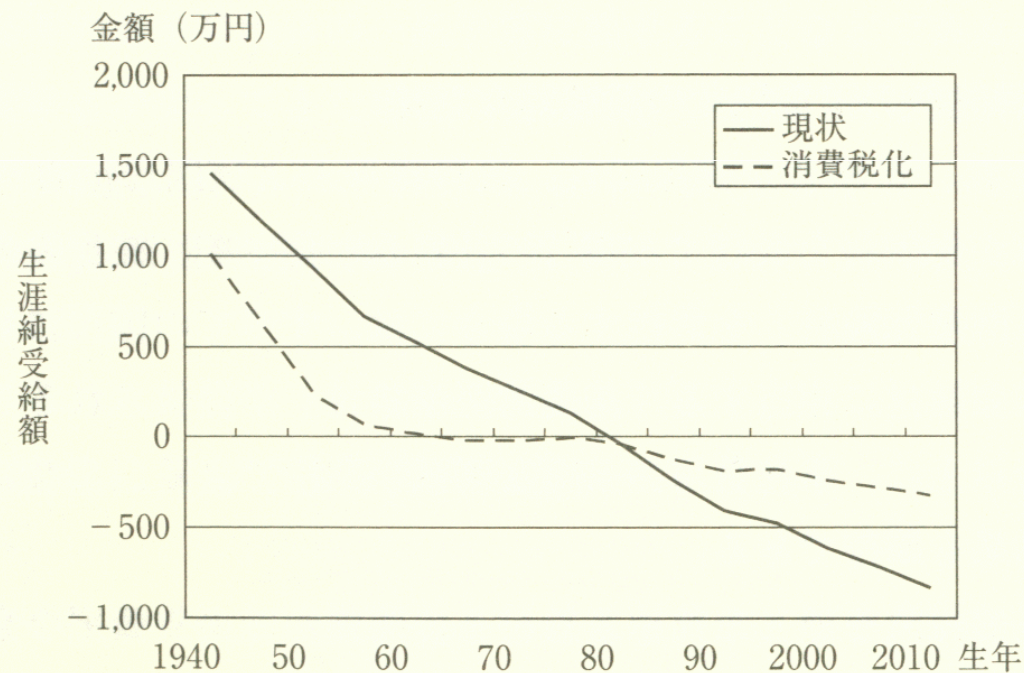
- 八代・鈴木による基礎年金を目的別消費税とした場合の試算



# 社会保険の目的別税方式導入

- 八代・鈴木による医療保険を目的別消費税とした場合の試算

図6-10 目的消費税方式の導入で改善する世代間の給付と負担の格差



注：鈴木（2009）の医療保険モデルによる試算。組合健保加入者（有配偶）のケース。

# 社会保険の目的別税方式導入

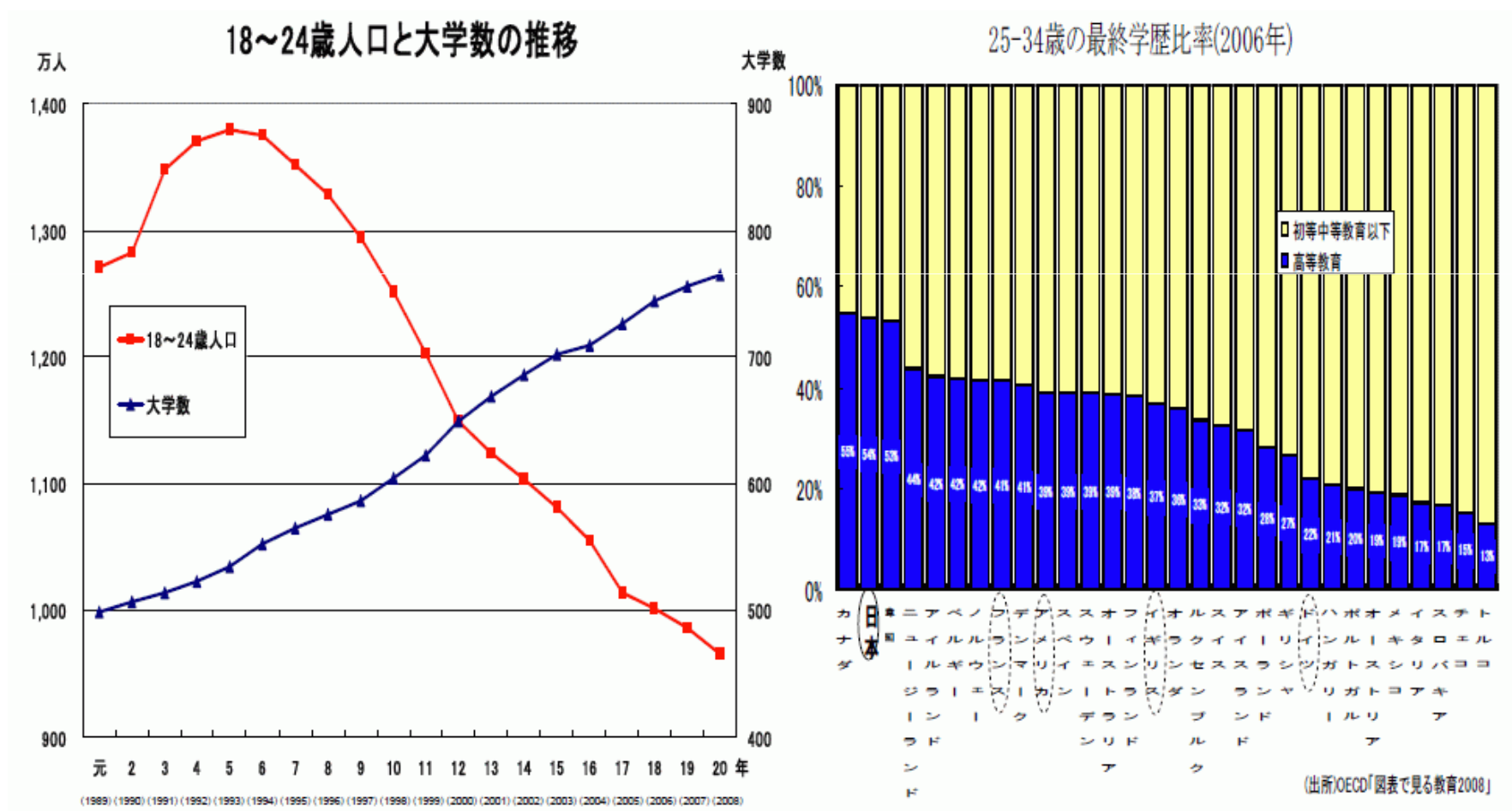
- 「1990年代以降の低成長期には、『貧しい高齢者を豊かな勤労世代が扶養することが世代間の公平性』という論理はもはや成り立たない。」
- 「年金給付を抑制すれば貧しい高齢者が生活できなくなると言われるが、その生活保障は、後代世代だけではなく、同世代の高齢層の責任でもある。年金所得への課税を強化し、それを最低保障年金に充当すると共に、豊かな高齢者ほど多くの負担をする年金目的消費税も、高齢世代内の所得再分配に一役を果たすことができる。」
- 「働き方の異なる世帯間の格差の是正にも結びつけることができ、個人として保険料を負担しない専業主婦の労働抑制効果等の労働市場への悪影響も解消に向かう」

# 国立大学の改革

- 遠山プラン(平成13年文部科学省)
  - 国立大学に民間的発想の経営手法＝国立大学の法人化、大学外部評価の義務付け(平成16年より施行)
  - 国立大学の数の大幅な削減を目指す、国公私「トップ30」を世界最高水準に育成
- 国立大学法人化(第Ⅰ期平成16～21年度)
  - 第三者評価を通じて、競争的環境を醸成し、教育研究の質を向上
  - 業務の効率化→独立行政法人同様に効率化係数▲1%
  - 自己収入の増加のインセンティブの付与、学生納付金(授業料等)の一定程度の自由化
  - 情報公開による説明責任の確保
  - 骨太の方針2006(平成18年閣議決定)
    - 国立大学運営費交付金について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で対前年度比▲1%(年率)とする
  - 骨太の方針2007(平成19年閣議決定):
    - 文部科学省は、国立大学法人運営費交付金については、次期中期目標・計画(平成22年度～)に向け、各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう、新たな配分の在り方の具体的検討に早期に着手し、平成19年度内を目途に見直しの方向性を明らかにする。
    - 文部科学省は、運営費交付金の配分については、①教育・研究面、②大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現する。その際、国立大学法人評価の結果を活用する。
- 国立大学法人第Ⅱ期(平成22～27年度)・・・次の6年間の方向性を年末までに実質決定

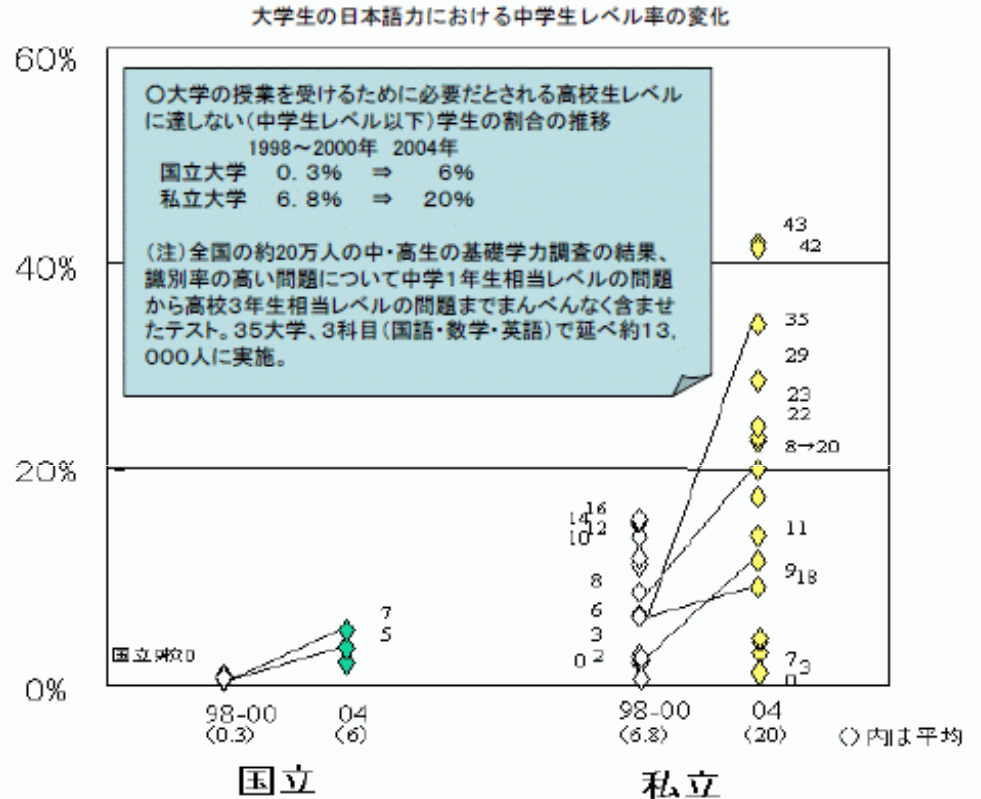
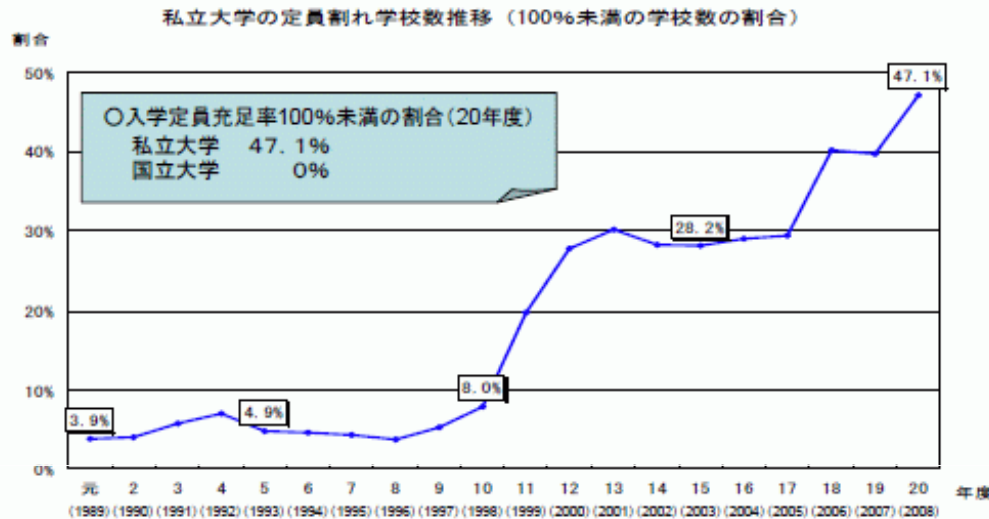
# 国立大学の改革

若者人口は平成に入ってからからのピーク時の3分の2に減少。  
 規制緩和により大学の新設が大幅に認められ、大学数は増加  
 日本の大卒者割合は先進国でトップクラスである



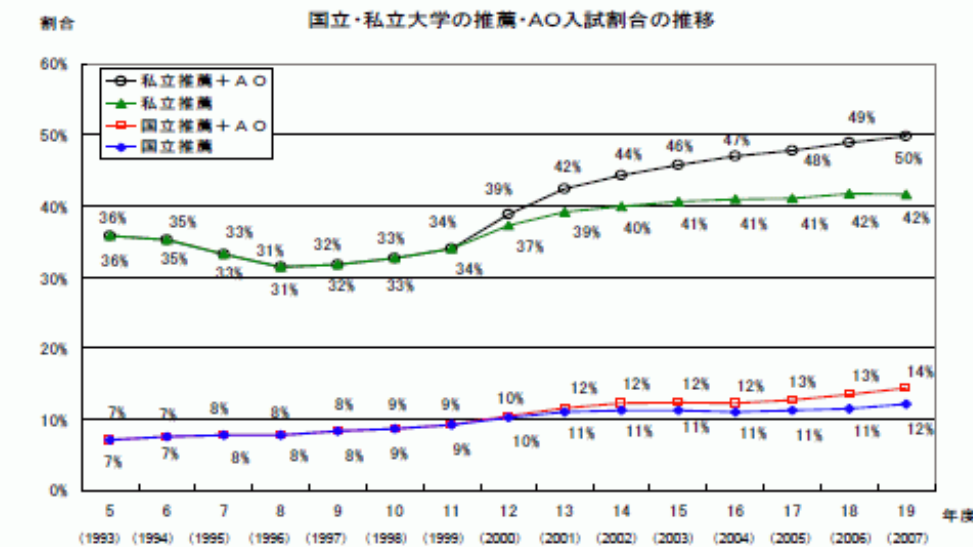
# 国立大学の改革

推薦・AO入試の増加により、「中学生レベルの学力」の大学生が増加



(出所)日本の大学生の基礎学力構造とリメディアル教育(平成17年3月 独立行政法人メディア教育開発センター)

收容率(入学者数/志願者数)は  
**92%**(平成20年度)  
 (大学全入時代の到来間近)



# 国立大学の改革

企業が求める能力と大学が養成している人材には乖離が見られる

## ＜産業ニーズを捉えきれていない教育界＞

大学の人材育成について、産業界からは「基礎学力の不足」をはじめとした多くの問題点が指摘されているところ。

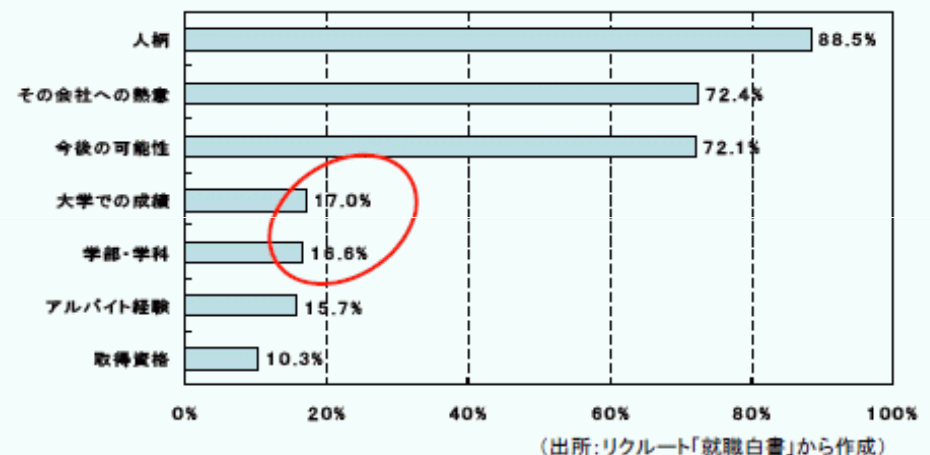
### 新卒を含む技術系人材に関する現状の問題点



## ＜教育界の取組を重視しない産業界＞

他方、産業界は、人材採用にあたって「大学での成績」や「学部・学科」をあまり考慮していない。

### 採用基準で重視する項目(複数回答)



### ＜産業界の声＞

- ◆ 「インターンシップで米国有力大学の大学院生を使ったが、ある化成品を生産するプラントを設計せよという課題を与えると、単なるプラント設計だけでなく、エネルギー収支、コスト分析、特許分析などまで含めたトータルの最適設計をしたレポートを作成。日本の大学生では考えられないレベルであり、教育システムの差で知っている範囲が全然違っている。」
- ◆ 「米国のドクターは知識ベースが広いのに比べて、日本はあまりに専門化・タコソバ化しすぎていて、テーマが変わると適合できない場合が多い。米国有力大学卒のドクターのエンジニアは、企業で即戦力となる広い知識を持っており、専門知識以外適応できない日本のドクターとは格差あり。」

(出所) 経済産業省ヒアリング

### ＜大学界の声＞

- ◆ 「学士・修士・博士等の学位取得者の採用・処遇に関し、産業界は、それぞれの学位の種類に応じた取扱がなされるよう、十分に配慮すべきだ。例えば、博士課程の質的向上に関する大学の努力と博士号取得者に対する企業側の処遇・活用の努力とは、同時並行的になされなければ無意味。」
- ◆ 「大学は、自主性・自律性を備えた公共的な機関であり、その目的は、単なる職業人養成に止まるものではない。特にボリュームゾーンである学士課程教育は、自由で民主的な社会を支え、その改善に積極的に関与する市民、生涯学び続ける学習者を育むこと、知の世界をリードする研究者への途を開くこと等の重要な役割・機能を担っている。」

(出所) 文部科学省ヒアリング

# 国立大学の改革

トムソン・ロイターによる「世界大学ランキング」では、上位20位以内の評価を受けた日本の大学は東京大学のみ

世界大学ランキング

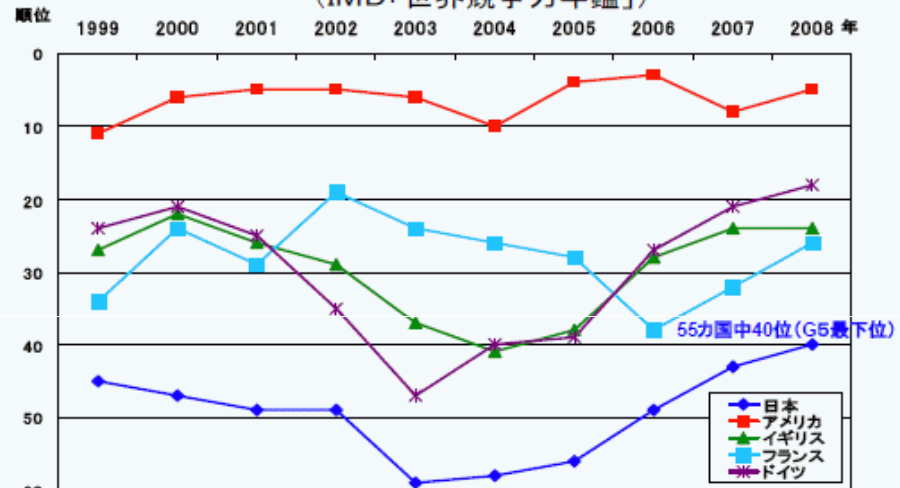
2008	2004	大学名	国籍
1	1	ハーバード大学	米国
2	8	イエール大学	米国
3	6	ケンブリッジ大学	英国
4	5	オックスフォード大学	英国
5	4	カリフォルニア工科大学	米国
6	14	インペリアル・カレッジ・ロンドン	英国
7	34	ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン	英国
8	13	シカゴ大学	米国
9	3	マサチューセッツ工科大学	米国
10	19	コロンビア大学	米国
11	28	ペンシルベニア大学	米国
12	9	プリンストン大学	米国
13	52	デューク大学	米国
14	25	ジョンズ・ホプキンス大学	米国
15	23	コーネル大学	米国
16	16	オーストラリア国立大学	豪国
17	7	スタンフォード大学	米国
18	31	ミシガン大学	米国
19	12	東京大学	日本
20	21	マギル大学	カナダ

※トップ100に入るその他の日本の大学(2008)  
25位: 京都大学 44位: 大阪大学 61位: 東京工業大学

※評価基準は、教員一人当たり論文引用数(20%)、学生一人当たり教員数(20%)、外国人スタッフ比率(5%)、留学生比率(5%)、ピアレビュー(40%)、リクルーターレビュー(10%)

(出所) The Times Higher Education Supplement (英国)

大学教育は、競争的な経済の要求を満たしているか  
(IMD「世界競争力年鑑」)



(注) 国際経営開発研究所 (IMD: International Institute for Management Development)  
・数十カ国・地域を対象として各国の国際競争力について調査を実施。  
・IMDが各種の統計データと独自のアンケート調査に基づき、それぞれの国において、企業の活動を支援する環境が、どの程度整っているか」という観点からランク付けを行っているもの。

## 世界研究機関ランキング

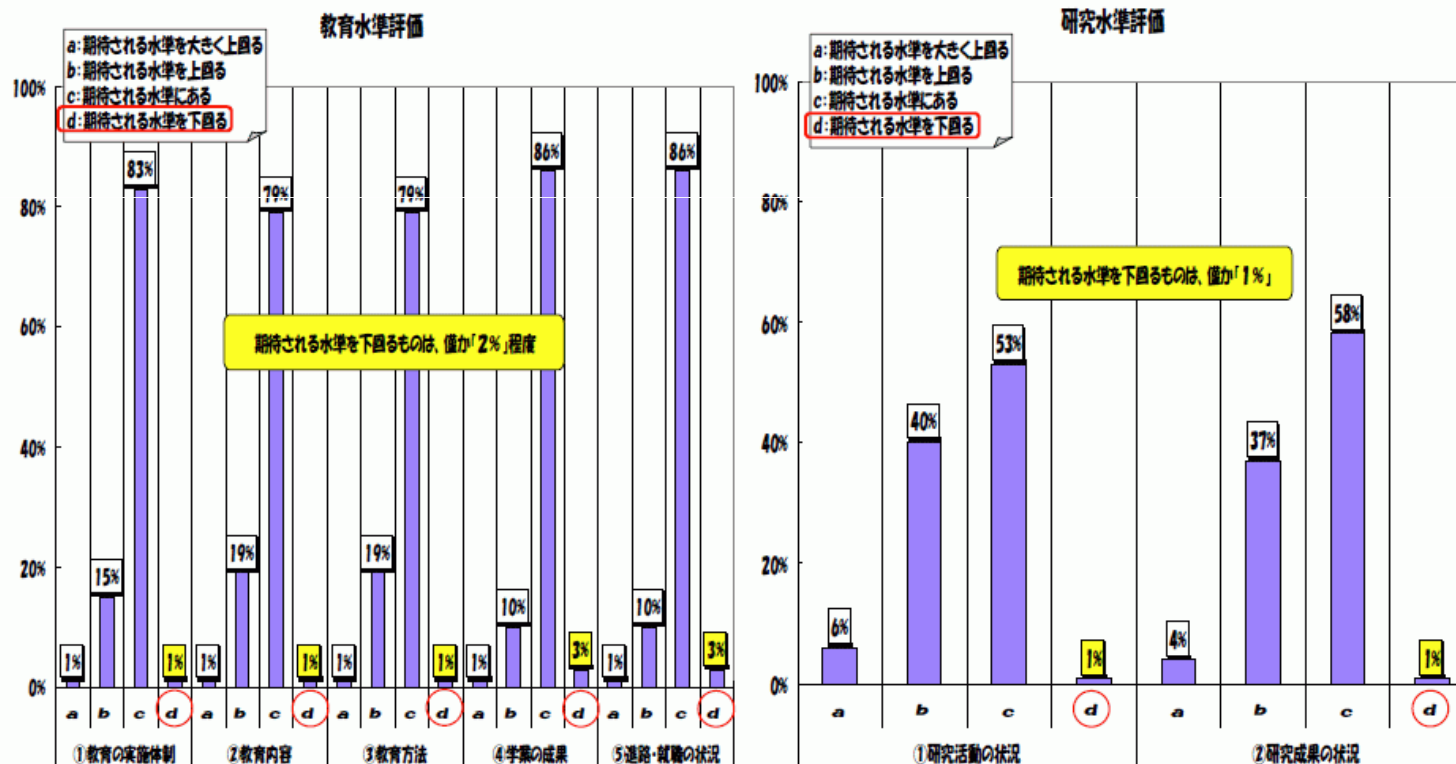
- 総合・・・東大11位、京大30位、阪大34位、東北大64位、名大108位
- 材料・・・東北大3位、阪大9位、東大16位、京大17位、東工大19位
- 物理・・・東大2位、東北大9位、阪大22位、京大26位、東工大30位
- 化学・・・京大4位、東大5位、阪大11位、東北大17位、東工大20位
- 生物・・・東大3位、京大26位、阪大28位、名大85位、九大96位

※トムソン・ロイター社が、学術論文の引用動向データをもとに、1998～2008年の論文引用パフォーマンスを分析



# 国立大学の改革

第1期の各国立大学法人の評価結果には、ほとんど差異が見られない  
 大学評価・学位授与機構の評価委員会の8割(30名中24名)が大学関係者  
 評価が定性的なものとなっており、客観性に欠ける  
 中期目標を具体的な内容とし、客観的に評価可能なものとする事が必要



(出所)独立行政法人大学評価・学位授与機構「国立大学法人等の中期目標期間に係る教育研究の状況(平成16年度から平成19年度)」の評価結果

# 国立大学の改革

運営費交付金約1.2兆円のうち、約0.1兆円は「特別教育研究経費」として、優れた教育研究に競争的に配分されることとなっている。しかし、特別教育研究経費と基礎的な運営費交付金の配分シェアはそれほど大きく違わない

○各大学の基礎的な運営費交付金シェアと特別教育研究経費または国公私補助金のシェアを比較した結果の上下各5校

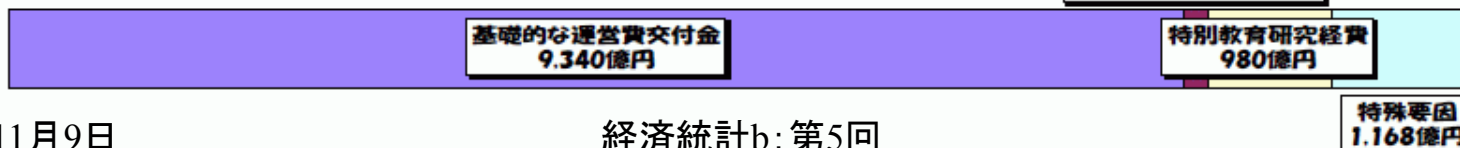
順位	法人名	特別教育研究経費		基礎的な運営費交付金		シェア差 (a)-(b)
		予算額	シェア(a)	予算額	シェア(b)	
1	東京大学	26,526,591	10.55%	436,467,275	8.02%	2.53%
2	大阪大学	15,330,575	6.10%	244,970,931	4.50%	1.60%
3	群馬大学	6,238,110	2.48%	61,147,683	1.12%	1.36%
4	東北大学	13,861,052	5.51%	256,272,148	4.71%	0.80%
5	熊本大学	5,286,806	2.10%	75,421,811	1.39%	0.72%
<hr/>						
82	琉球大学	1,796,137	0.71%	66,455,850	1.22%	▲0.51%
83	東京工業大学	3,457,307	1.38%	121,684,993	2.24%	▲0.86%
84	広島大学	3,860,473	1.54%	142,932,550	2.63%	▲1.09%
85	神戸大学	2,529,748	1.01%	115,150,951	2.12%	▲1.11%
86	筑波大学	5,771,893	2.30%	202,752,385	3.73%	▲1.43%

(注)予算額は、平成16年度から平成21年度の合計額

順位	法人名	国公私補助金受入額		基礎的な運営費交付金		シェア差 (a)-(b)
		配分実績額	シェア(a)	予算額	シェア(b)	
1	東京大学	18,063,982	13.20%	293,896,110	8.03%	5.17%
2	京都大学	13,957,340	10.20%	201,871,739	5.52%	4.68%
3	大阪大学	12,033,033	8.80%	164,747,816	4.50%	4.29%
4	東京工業大学	8,437,726	6.17%	82,066,391	2.24%	3.92%
5	東北大学	10,172,032	7.44%	172,429,565	4.71%	2.72%
<hr/>						
82	新潟大学	885,415	0.65%	57,315,661	1.57%	▲0.92%
83	広島大学	2,328,457	1.70%	96,049,816	2.63%	▲0.92%
84	富山大学	446,989	0.33%	47,758,496	1.31%	▲0.98%
85	鹿児島大学	429,136	0.31%	56,211,775	1.54%	▲1.22%
86	筑波大学	2,575,303	1.88%	136,448,840	3.73%	▲1.85%

(注)配分実績額及び予算額は、平成16年度から平成19年度の合計額

(参考)平成21年度国大交付金予算額(1兆1,695億円)の内訳  
(2009)



# 国立大学の改革

大学の規模、財務状況等にかかわらず、授業料は全大学、全学部でほぼ同じ  
文部科学省が省令において授業料標準額(535,800円)を定めており、120%(上限額)の  
範囲内で、各大学法人が独自に設定できる。

しかし、86大学のうち標準額と異なる授業料の額を設定しているのは5大学のみ  
コストの高い理工学系、医学・薬学系でも同一の授業料となっている

区分		世界大学 ランキング	計 (年額)	授業料	その他	備考
日本	国立大学		53.6万円	53.6万円	-	
	私立大学		102.5万円	83.5万円	19.0万円	「その他」は施設整備費
	東京大学	19	53.6万円	53.6万円	-	
アメリカ合衆国	州立大学		6,399 <sup>ドル</sup> (68.9万円)	6,399 <sup>ドル</sup> (68.9万円)		「その他」は実験費、演習費等
	私立大学		26,954 <sup>ドル</sup> (290.4万円)	26,954 <sup>ドル</sup> (290.4万円)		
	ハーバード大学	1	32,097 <sup>ドル</sup> (345.8万円)	32,097 <sup>ドル</sup> (345.8万円)		
	シカゴ大学	8	32,265 <sup>ドル</sup> (347.7万円)	32,265 <sup>ドル</sup> (347.7万円)		
	マサチューセッツ工科大学	9	32,300 <sup>ドル</sup> (348.0万円)	32,300 <sup>ドル</sup> (348.0万円)		
	スタンフォード大学	17	31,200 <sup>ドル</sup> (336.2万円)	31,200 <sup>ドル</sup> (336.2万円)		

(出所)文部科学省「教育指標の国際比較(平成21年版)」  
The Times Higher Education Supplement(英国)

# 国立大学の改革

- 今後の議論の方向性
  - 運営費交付金を機械的・一律に配付するよりも、各大学が自ら質を高める取組を促すため、引き続き運営費交付金の削減を行い、できる限り、教育は授業料、研究は科学研究費補助金等の競争的な資金で賄うことを目指すべきではないか。
  - そのために、欧米の例にならって、教育・研究に会計を分離して、公費を投入すべきではないか。
  - 例えば同一都道府県内に教員養成課程(教育学部)等を始め、同様の学部を有する複数の国立大学や公立大学が多く見られる。重点的な資金配分、あるいは地域活性化のため、それぞれの目的に応じて国立大学法人の再編・統合を推進すべきではないか
  - その中で、我が国の成長力・国際競争力を高めるため、国立大学法人として今後ともトップレベルの教育研究を行わせる大学として、どの程度の数の大学を想定するのか、国・地方公共団体の役割分担の観点を含めて、検討すべきではないか。
- これらの点について、文部科学省は納税者の観点も踏まえて、早急に議論を進め、結論を出すべきである。

# 次週の内容

- テキスト11章「金融統計」